

# 昭和三十年七月

## 海外経済事情

### 目次

#### 一、概況

#### 二、米 国

##### (1) 一般経済動向

(2) 五六年度対外援助計画

(3) 日本綿製品を繞る動き

(4) その他

#### 三、西欧諸国

(一) EPUの延長と白、蘭の交換性回復への接近

(二) 英国——信用引締措置と石炭鉄鋼価格の引上

(三) フランス——最近の通貨金融情勢と経済界の好況

(四) 西ドイツ——対ブラジル新貿易協定の成立、一般情勢

四、ソ連——第五次五カ年計画の達成と金売却

#### 五、アジア諸国

(一) 一般情勢

(二) 中共——第一次五カ年計画の概要、昨年の決算と本年の予算

(三) インドネシア——貿易及び為替管理新措置の実施

(四) マレー——最近のゴム事情と世界銀行調査団の報告

(五) ビルマ——米穀輸出状況と輸入抑制対策及び財政事情

(六) インド——第二次五カ年計画の暫定案と最近の国民所得

(七) パキスタン——農業金融拡充措置と委託輸入制度の新設

海外経済調査(下) 昭和三十年七月

#### 六、濠州及びニュージーランド

(一) 濠州——羊毛市場の閉幕と財政事情

(二) ニュージーランド——公定歩合の改訂

#### 一、概況

米・英・仏・ソ四カ国巨頭会談は十八日世界注視の裡に一九四五年の米英ソ巨頭会談以来十年振りにジュネーヴで開催された。議題はドイツ統一、欧州安全保障、軍備縮小、東西交流等であつたが、右諸問題の討議ならびに具体的実行手続を検討するため来る十月ジュネーヴに四国外相会議を、また八月二十九日ニューヨークに国連軍縮小委員会を開催すべきことを指示した指令書を發表して二十三日閉幕した。

今次巨頭会談の討議を省みるに、西欧側は(1)ドイツ統一こそ緊急問題であり、また北大西洋条約機構、西欧連合は平和機関であるとするのに対し、ソ連は欧州安全保障をもつて緊急問題であると応酬、また西欧側は統一ドイツをその軍事同盟に加入せしめようとしているのに対し、ソ連は統一ドイツの中立化を主張している。(2)欧州安全保障の問題については西欧側(英提案)は米・英・仏・ソ、統一ドイツの五カ国不可侵条約、非武装地帯の設置等を主張しているのに対しソ連は期限五十カ年の全欧集団安全保障条約の締結を提案、しかもその第一段階では加盟国は武力の使用を避け、相互間の紛争は平和的手段で解決し、第二段階(条約発効後一定の期間経過後)では北大西洋条約機構、西欧連合、東欧軍事同盟をそれぞれ解体すべきことを主張している。さらに、(3)軍備縮小問題については、欧州側は管理機関に無制限の査察権限を与えようとしているのに対し、ソ連は第一段階において港湾、鉄道、道路、飛行場に管理所を設け、第二段階で検査官を常駐させ、一切の検査対象に自由に接近せしめる案を固持している等、両者の主張には大きな相違が見られ、来るべき外相会議においても右諸点の調整については相当の難航が予想される。

元来、今次巨頭会談の大きな狙は東西関係の緊張緩和にあり、その意味では右の如く外相会議、国連軍縮小委員会等一連の東西会談への道を開いた点一応の成

功とされ、このような情勢を背景にソ連首腦の訪英受諾等、東西接触の機会も漸次育まれつつあるが、さらに八月一日よりジュネーブで米、中共の大使級直接会谈が開催されるに至つた。右は中共に抑留されている米人五十一名の釈放と米國に滞在している中国人学生、婦人問題の解決を求め、さらに一歩進めて兩國間に係争中の他の若干の實際的問題の解決に役立たせようとするものであり、一応台湾問題、中共の國連加入問題等根本的問題は討議の範圍外とされているが、今回の会谈は米・中共關係改善の第一歩として重要な意義を有している。この間中共政府は中共に抑留していた米國飛行士十一名を会谈開催の前日釈放したが、この措置は会谈の前途を卜するものとして米國で歓迎されており、一方、台湾問題に對する中共の態度も三十日の全國人民代表大會の席上周中共首相が台湾の平和的解放のためには台湾の責任ある当局と会谈したいと言明している如く従來の武力解放一点張の呼号とは趣を異にしている点が注目される。

一方、昨年七月調印を見たインドシナ休戦協定によれば、來年七月の南北兩ヴェトナムの統一選挙を行うための予備会谈がこの二十日から行われることとなつてしたが、二十日右休戦協定に反對するデモ隊がインドシナ國際休戦監視委員會の宿舎を襲撃した。南ヴェトナム政府は米・英・仏・ソ四カ國の申入により統一選挙実施を確約したといわれるが、同國の政治情勢は不安定であり、なお今後の動きは注目される。一方、北ヴェトナムにおいては、中共、ソ連からそれぞれ八億元、四億ルーブルの巨額の贈与をうけ、選挙実施のための有利な態勢を築きつつある。

かくて國際情勢はなお不安定な局面を蔵しつつも大勢としては一応緊張緩和の方向に歩を進めつつあるものと見られる。このような情勢の変化が世界經濟に今直ちに大きな影響を与えるとは見られないが、今後「雪どけ」がさらに進むことによつて軍備削減の氣運が生ずるに至れば、他の事情に大きな変化がない限り余力は輸出に向けられることとなり、國際貿易は拡大すると同時に輸出競争は激化の傾向を辿ることが予想される。また東西貿易については、二十四日米國ジョージ外交委員長が自由世界と中共との戰略物資輸出制限緩和について言及している如く、對共產國戰略物資の輸出制限緩和はさらに進められるものと見られる。さら

にフォール首相提唱の如く軍縮により浮いた資金を後進國開発に振向ける如き事態が現実となつた場合には國際貿易面に於ける影響も尠なからざるものがある。

翻つて米國經濟の動向を見るに、六月の鋳工業生産指数は一三九と五月の一三八に引続き過去の最高一三七(一九五三年五月および七月)を上廻り、月中鉄鋼操業率も九〇%以上を維持し、雇業者数も前月に比し増加し、國民總生産は本年第二・四半期三、八五〇億ドル(年率)と記録的水準を示現、依然活況を呈している。一部には従來景氣上昇の支柱であつた新規住宅着工数の停滯、消費者信用の急速な膨脹、在庫の増大を指摘、先行を懸念する向もあるが、工場、店舗、学校等を含めた建設契約総高は引続き増加しており、また賃上げによる所得の増大が予想され、在庫の増大についても自動車労働者ストライキの懸念を反映したものと見られ、大勢は今後の見透しについてもここ当分好況を維持するとの見方が強い。

西歐經濟は英國では引続き生産は上昇しているものの労働力の不足、賃金の上昇、消費投資需要の旺盛等から物価は強含みの状態にあり、インフレの兆濃化の傾向が見られ、一方、貿易収支は港灣スト、鐵道ストの影響も加わつて輸出減、輸入増から入超が増大、これを主因に金ドル準備の減少を招來、ポンド相場も軟調を呈し、先行きは尠からず懸念されるに至つた。ここにおいてパトラー蔵相は二十五日、(イ)賦払購入につき頭金を従來の一五%から三三・三%に引上げ、(ロ)英蘭銀行を通じて交換所加盟銀行に對し現在の貸出残高の減少を要望、(ハ)地方公共団体の資本支出は可及的に差控えること、(ニ)国有産業の資本投資をスロー・ダウンすること等一連の金融財政上の措置を講じた。一方、フランス經濟は生産は引続き上昇し、物価も年初來安定傾向を維持している。貿易収支は六月においてドル地域からの輸入増大を主因として入超額が増大したが、本年上半期の入超額を前年同期に比すれば顕著な改善を示している。西歐においても引続き生産は上昇し、失業者は減少、物価も強含みながら一応横這い状況で、全体として依然好況を持続している。しかし労働力不足、賃上げが表面化するにつれ先行を懸念する向もあり、加えて再軍備実施に伴う財政支出の増大を予想される折柄何等かの金

融上の措置が講ぜられるのではないかと見られる。その他ベルギー、オランダ等においても景気の行過ぎに対し警戒の態度を執り始めておりその成行きが注目されている。

ソ連の第五次五カ年計画（一九五二—五五年、一九五五年における工業生産目標一九五〇年比七〇％増）は去る五月一日四年四カ月をもつて早期に完遂された（四日発表）。特に重工業の発展は目覚しく本年末には一九五〇年比八四％増に達すると伝えられる。来年からは第六次五カ年計画が開始されるが、その課題はオートメーション、機械化に重点がおかれるといわれ注目される。また中共政府は五日から開催された全国人民代表大会において第一次五カ年計画（一九五三—五七年）の全貌を発表したが、その重点は国防建設と重工業建設におかれ、共産圏の総合的経済建設と密接な関係を有しているといわれる。

## 二、米 国

### (1) 一般経済動向

米国内経済活動は、引続き上昇カーブを辿っている。即ち、鉱工業生産指数は六月一三九（季節調整済）と、史上最高の記録を示現した前月（一三八）を更に一ポイント上廻つた。特に設備機械、建築材料、家庭用器具等、鉄鋼、自動車を除く耐久財及び化学、石油、ゴム、紙製品等の非耐久財部門が一段と上昇し、生産活動の活況が自動車、鉄鋼部門等の一部にとどまらず、広く各部門に滲透し、景気の活況が本格的であることを明らかにしている。頃来異常な上昇を続けて来た自動車生産も六月七六九千台と前月（八四九千台）に比し、若干低下したもののなお高水準を保ち、本年上半期合計では四、八六五千台と従来のピークである五〇年上半期（三、七五〇千台）を大幅に上廻つた。一方鉄鋼生産も賃銀交渉に伴う短期スとの影響のため、若干の減産を見たが、生産高は九、七三五千屯と史上最高の生産高を示した前月（一〇、三三八千屯）を僅かに下廻るにとどまつた。七月に入つても操業率は引続き九〇—九四％程度を保つており季節的関係を考慮すれば依然高操業を続けている。

一般製造工業の新規受註高は、年初来累増を辿り、五月には二七七億ドルと昨年同月を五七億ドル方上廻わり、未納註文残高も四八五億ドルの巨額に達し、今

後共生産活動が引続き高水準を持続し得る可能性が大きいことを窺わせるものがある。他方頃来稍減少を示している民間住宅建設に付いてみるに、六月の新規住宅着工数（非農）は年率一、三二〇千戸と引続き一・三百万戸台を維持し、反面店舗、学校、ハイウエイ等の建設は、逆に上昇傾向にあるため、これらを含めた建設支出としては六月中三八億ドルとこれ又史上最高の記録を示し、上半期の建設支出実績は年率四一八億ドルと昨年の三七六億ドルを大幅に上廻つた。かくて第二・四半期（四—六月）の国民総生産高は年率換算三、八五〇億ドルと、これ又第一・四半期の新記録三、七五三億ドルをはるかに上廻る新記録を示現、空前の好況を現出するに至つた。これら生産、建設活動の活況に加え、農業部門が季節的に雇用増大期にあることも加わり、六月末の雇用者数は六四、〇一六千人（前月比一、三三三千人増）と従来のピークたる五三年八月の六三、七〇〇千人を上廻るに至り、又失業者も二、六七九千人（失業率約三％、前月四％）と前月比一九〇千人の増加を示したが、これは季節的に失業増加を示す六月としては、極めて小幅の増加にとどまつたといわれている。

前記の如き生産の高水準を齎らした主因は、消費支出の増大であり、消費の増大は、所得の増大、一般大衆の景気の将来に対する楽観的自信及び消費者信用の増大に基づいている。即ち第二・四半期の消費支出は年率二、四九五億ドルと第一・四半期を更に三七億ドル上廻わり、前年同期に比すれば一四四億ドルの増大を見ている。又六月中小売店売上は一五三億ドル（季節調整済）と月間売上高の新記録を示現した本年四月と同水準で、上半期計では八六九億ドルと前年同期を二七億ドル上廻る最高記録を示した。一方、個人所得は、第二・四半期において年率三、〇〇三億ドル（対第一・四半期比六七億ドル増）と史上始めて三千億ドルを超え、可処分個人所得も、年率二、六七〇億ドルと第一・四半期を六〇億ドル上廻る高水準を示すに至つた。個人所得は頃来の失業率の減少に加え、先頃引続いて行われた賃上げ交渉による賃銀引上げ（自動車一時間当り二〇セントと一〇％アップ、鉄鋼一時間当り一五セントと七・五％アップ）の外、先頃行われた公務員給与の平均七・五％の引上げ、更に議會を通過した法定最低賃銀の引上げ（一時間当り七五セントより一ドルへ）等により今後更に増勢を辿るものと見られ

る。他方、消費者信用も引き続き増加を示し、六月末には五月末比六億ドル増、残高三二〇億ドルに達したが、かかる消費者信用の増大は将来の消費需要に対する圧迫をきたすものとして懸念する向も多く、何等かの抑制措置の必要を説く声も聞かれる。なおこれと関連して住宅抵当融資も一―三月三〇億ドルの急増を示したが(前年同期増額一五億ドル)、その後も依然として増加傾向を辿つており、これに対し連邦住宅局及び復員軍人援護局は七月末、保証条件を引上げ抑制措置に乘出した。即ち連邦住宅局は同局の保証を附与する住宅抵当融資につき、融資期限を従来の最長三〇年から二五年に短縮するとともに、融資率を従来九千ドルまで九五%、九千ドルを超えるもの七五%のところ、夫々九三%、七三%へと引下げ、頭金額の増額、月別償還額の増加を図ることとした。又復員軍人援護局も同じく融資期限を三〇年から二五年に短縮した外、従来不必要であつた頭金を新に二%必要とする旨発表した。

今後の景気動向については、

- (イ) 生産活動は従来の活況の主力と目された鉄鋼、自動車については若干の引弛みが窺われ、今後夏季休暇、新型切換等の理由から更に下降が予想されるが、前述の如く自動車、鉄鋼以外の耐久財部門及び非耐久財部門にも生産活動の活況が滲透しており、この高水準が当分の間持続することが予想されること。
- (ロ) 建設活動については、民間住宅建築がこのところ峠を越した観はあるにせよ、学校、店舗等商業、公共建設活動がこれを上廻る活況を示して居りこれ又当分持続することが予想されること。
- (ハ) 消費動向は個人所得の増加傾向、特に賃上げによる給料所得の増大、更には五六年中に再び減税が予想されること、又従来主として自動車等耐久財に向けられていた消費需要が今後非耐久財或はサービスに向けられる可能性が強いこと等の理由から好調の持続が期待出来ること。
- (ニ) 企業活動については従来の好況に法人利潤も急激な上昇を示し、第二・四半期には年率四一七億ドルと史上最高を記録、この面からの設備投資誘因も醸成されつつある模様で、従来景気に敷衍しているといわれていた設備投資も第二・四半期においては年率二七九億ドルと第一・四半期(二五六億ドル)に対し

二三億ドルの増加を示し、更に第三・四半期には年率二八八億ドルの支出が計画されていること、又在庫について見れば、商工業在庫は本年一月(七六九億ドル)を底として上昇に転じ五月末には七八三億ドルに達しているが、この増加の主因は鉄鋼、自動車のストック見越しの手当在庫と見られ、前年同月に比しなお六億ドル方下廻つて居り、更に売上高対在庫比率も一・五二%と前年同月の一・七一%を可成り下廻つており、なお一〇〇億ドル程度の在庫増加の余地があること等とされていること等の理由から今後設備投資、在庫増大への積極的動きが期待されること。

等の理由から従来散見された如き、今年下半期には調整的下降を辿るとの予想は全く影を潜め、本年が米國經濟にとつて史上最良の年になることは疑いなしとする楽観論が支配的であり、現段階においては専ら五六年に入つてからの景気動向に議論が集中されている模様である。然し一部には、

- (イ) 現在過度に増大している消費者信用(住宅抵当融資を含めて可処分所得の四四%、三九年は三六%)が将来の消費需要を圧迫する結果となり今年末頃より消費水準の先細りが予想されること。

(ロ) 前述の住宅関係の保証引締措置及びインフレ傾向抑制のために採られると予想されている何等かの信用抑制措置が景気上昇のブレーキとなること。  
等を理由として手放しの楽観は許されずとする慎重論も見受けられる。

以上の如きブーム状態の持続に加えて季節的要因もあり、資金需要は旺盛の度を強めたものの如く、七月に入つてからの財務省証券の入札レートは急激な上昇傾向を辿り、七月二日発行の利廻り一・四〇一%に対し、七月二十三日には、一・七二%、七月末には一・八五%と公定歩合一・七五%をも上廻つて、五三年九月十九日の一・九五七%以来の最高を示し、金融市場の逼迫を裏書するに至つた。

なお財務省は五六會計年度に入り九月までの財政需要を賄うため、七月八日に租税証書(利率一%)、五六年三月二十二日満期)二〇億ドル及び七月十一日に四〇年物長期債(利率三%)七五〇百万ドルを発行し、更に八月十五日期限到来の債務証書(利率一%)八、四七七百万ドルに対し、二%の租税証書(五六年六月二十二日満期)及び二%の一カ年物短期証券(五六年八月十五日満期)による借替を

実施する旨を発表した。ここで注目されるのは、七月初に発行された国債については租税証券一〇五億ドル、長期債一、七二〇百万ドルと相当の応募があり、発行も順調に行われた模様であるが、その後の金融情勢の変化に応じて今次借替分の利率は前に発行された同種証券に比し確定利率が夫々上昇しているにも拘らず現金償還額は当初予想されていた一五〇百万ドルを相当上廻ると見られていることである。

頃来の景気上昇に対して連邦準備制度理事会が四月の公定歩合引上後も所謂マイルド・ハードニングの政策を続けて来たのに加え、最近、消費者信用(一―五月一四億ドル増)、住宅抵当信用(一―三月三〇億ドル増)、事業貸出(一―六月二〇億ドル増)等による信用膨脹は極めて急激であり、ために銀行の自由準備も六月末には再び〇・三億ドルの赤字となるに至り、一時小康を保っていた市中諸金利も六月末以来上昇に転じて来た。

即ち、

アメリカ主要経済指標

個人所得 工業生産 失業者 新規建設 製造業者 製造業者 百貨店 卸売物 除農産物 消費者 株	所得 生産者 者 支出 在庫 売上高 価 格 指 数	(年率一〇億ドル) (千) (人) (年率一〇億ドル) (一〇億ドル) (一九四七―四九) (一九四七―四九) (一九四七―四九) (一九四七―四九) (一九四七―四九) (一九四七―四九) (一九四七―四九)	一九五三年		一九五四年		一九五五年		
			六月	七月	六月	七月	五月	六月	七月
個人所得	所得	(年率一〇億ドル)	二八七・三	二八八・二	二八六・七	二八七・二	三〇一・四*	三〇一・三	二八〇
工業生産	生産者	(千)	一三六	一三七	一三四	一三三	一三九	一四〇	
失業者	者	(人)	六三、一七三	六三、三〇〇	六三、〇九八	六三、一四八	六三、七〇三	六四、〇二六	六四、九三五
新規建設	支出	(年率一〇億ドル)	一、五六三	一、五五八	一、五三七	一、五三七	一、四三・四	一、四三・〇	一、四二・〇
製造業者	在庫	(一〇億ドル)	—	—	七六・六	七六・六	七六・四	七六・八	七六・〇
製造業者	売上高	(一〇億ドル)	—	—	四六・九	四六・六	五二・七	五二・三	五二・〇
百貨店	売上高	(一九四七―四九)	二一五	二二三	二二二	二二一	二一七	二一六*	二一三
卸売物	価	(一九四七―四九)	一〇九・五	一一〇・九	一一〇・〇	一一〇・四	一一〇・九	一一〇・三	一一〇・六
除農産物	格	(一九四七―四九)	一一三・九	一一四・八	一一四・二	一一四・三	一一五・五	一一五・六	一一六・五
消費者	指	(一九四七―四九)	一一四・五	一一四・七	一一五・一	一一五・二	一一四・三	一一四・四	一一四・五
株	数	(一九三九―一〇〇)	一八七・三	一九〇・四	二二三・九	二二三・〇	二八九・〇	三〇三・九	

(イ) 六月末ニューヨーク所在大銀行の証券デイトラーに対する手持証券担保の貸出レートは二・七五%から三%へ  
 (ロ) 七月二十一日、商手デイトラーは四―六カ月物商業手形の売レートを二%より二・一二五%へ  
 (ハ) 七月下旬ブローカーズ・ローン(コール・ローン)レイトは三%より三・二五%へ

の如く、諸種の金利の引上げが相次いで実施され、さらに続いて銀行引受手形デイトラーの同手形売買レート、プライム・レート、連銀の公定歩合等も引上げられる可能性が次第に強まりつつある。下半期において財政資金の調達、事業資金の季節的増大等から相当額の資金を供給せねばならぬ立場にある連銀が、賃上げ、フル生産等インフレ懸念濃化の折柄、消費者信用等に見られる一部の行過ぎを是正し、一段と金融の基調を引締めつつ、これら資金を円滑に供給するためには如何なる政策を打出すか注目されている。

経済情勢調査(その三)

輸出入額	輸出額	輸入額
(百万ドル)	(13)	(14)
輸出入	一、三六四	一、三六四
内軍事援助輸出額	三七三	三七三
現金流通高	三〇、一三五	三〇、一三五
要求払預金残高	九六、八九六	九七、四〇〇

(備考) (1)商務省調査、(2)連邦準備制度理事会調査、(3)(4)商務省・労働省調査、一九五四年一月より調査対象変更、(5)商務省・労働省調査、(6)(7)(8)商務省・連邦準備制度理事会調査、(9)(10)労働省調査、(11)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(12)(13)商務省、陸、海軍調査、(14)国庫及び連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(15)インターバンク預金、政府預金及び切手手形を除く要求払預金残高各月最終水曜日残高、(16)(17)(18)季節調整済、\*暫定

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年		一九五三年		一九五四年		一九五五年		備考
	六 三十 日	七 三十一 日	七 三十一 日	四 二十九 日	五 三十一 日	六 三十 日	七 二十九 日		
小麦(一ブツシエル)	二・三三五	二・〇八三	二・三三五	二・四二二	二・四〇三	二・三一一	二・二七三		
玉蜀黍	一・七六三	一・九〇三	一・九三三	一・六五三	一・六三三	一・六四三	一・六三三		
ライ麦	一・七四三	一・六九三	一・六四三	一・五九	一・六六三	一・五五三	一・四五三		
燕麥	一・一三三	〇・九九三	〇・九六三	〇・九六三	〇・九七三	〇・九二三	〇・八〇三		
小麦粉(一〇〇ポンド)	一・六〇五	一・六六五	一・七〇五	一・七二五	一・七四五	一・七四五	一・七〇五		
小麦粉(一〇〇ポンド)	一・六一五	一・六七五	一・七一五	一・七三五	一・七五五	一・七五五	一・七一五		
サントス(一ポンド)	四九三	六一三	八六三	五六	五三	五六	五四		
コーヒー(一ポンド)	二九三	三六	六四・六五	三五三	三六・八五	三七三	三三・二〇		
パヒア・ココ	二九三	三六	六四・六五	三五三	三六・八五	三七三	三三・二〇		
砂糖	七・七〇	八・八五	八・八〇	八・五五	八・五五	八・五五	八・五五		
バター	五九三	六五三	五七三	五七三	五七三	五七三	五七三		
ラード	一・一七〇	一・二七〇	一・六七〇	一・三五七	一・三四五	一・二九〇	一・二九五		
金	四九・九四	六一・二五	六〇・一六	五五・一六	五五・一六	五五・一六	五七・六六	フィラデルフ	
鉄(ドール)	四二	四八	三二	三八	三六	四一	四四・五〇	ピア	
鉄(ドール)	四二	四八	三二	三八	三六	四一	四四・五〇	ピッツバーグ	

電 氣 銅 (セ一ポンド)	二二%	一三〇九	三〇	三六	三六	三六	三六
アルミニウム (一七%)	一七%	二二%	二二%	二二%	二二%	二二%	二二%
アンチモニー (二六・二八%)	二六・二八%	三六・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七
鉛 (一四%)	一四%	一四	一四	一五	一五	一五	一五
水 銀 (七六ポンド)	七五	一九〇	二八五	三〇〇	三〇〇	二七八	二六〇
亜 鉛 (セ一ポンド)	一五・七二	一一・二五	一一	一一	一一	一一	一一
海 峽 錫 (一ポンド)	〇・七八%	〇・七八	〇・九五%	〇・九一%	〇・九一%	〇・九五%	〇・九七%
綿 花 (セ一ポンド)	二四・七九	三四・〇五	三五・四五	三四・三五	三四・六五	三四・七五	三四・七五
プ リ ン ト (セ一ヤード)	一五%	一六%	一三%	一三%	一三%	一三%	一三%
そ の 他							
ゴ ム (セ一ポンド)	三一%	二三%	二三%	三一%	三一%	三七	四四%
皮 革 (一シ)	二五%	一八%	一四%	一四%	一三%	一四%	一二%
原 油 (一バレル)	二・五一	二・七六	二・七六	二・七六	二・七六	二・七六	二・七八
株 式 市 場							
工 業 株 (三〇種平均)	二〇九・〇八	二七五・三八	三四七・九二	四二五・六五	四二四・八六	四五一・三八	四六五・八五
鉄 道 株 (二〇種平均)	五二・二四	一〇五・八六	一一九・五六	一六〇・五二	一五九・八七	一六〇・九五	一五八・一九
公 共 株 (一五種平均)	五〇・六四	四九・四五	六〇・一〇	六四・七九	六三・六三	六四・三四	六六・五九

(備考) 特記したものはニューヨーク標準相場

(2) 五六年度対外援助計画

五六年度対外援助計画については去る四月二十日の「対外援助に関する教書」で三、五三〇百万ドルが要求されており、更に対外援助権限法案(オーソリゼーシ

ョン)は三、四〇八百万ドルとして議院に提出され、両院において審議中であつたが、下院における大幅削減の結果、両院協議会に持込まれ、七月六日に至り漸く三、二八五・八百万ドル(前年度三、二五二・九百万ドル)と政府要請額を二

二・二百万ドル下廻る額で決定を見た。大統領は右権限法(オーソリゼーション)に基づき三、二六六・六百万ドルの支出法案(アプロプリエーション)の承認を求めたが、これ又下院で大幅の削減を受け七月二十八日に至り両院協議会に於て概ね下院修正に近く要請額を五六三・三百万ドル下廻る二、七〇三・三百万ドル(前年度二、七八一百万ドル)と決定された。

右削減は、五四年度の終了に当つて総額二、四六二百万ドルに達する支出負担未済額が繰越され、その内大部分(一、四二二百万ドル)を軍事援助費が占めたこと及び先頃議会が対外軍事援助費の翌年度繰越額の限度を二億ドルと定めたため、国防省が年度末一日で五八五百万ドルの支出承認を行った事実から主として軍事援助費がその対象となつたものであり、オーソリゼーションにおいて一四五百万ドル、アプロプリエーションにおいて四二〇百万ドルと略削減額の大半を占

めている。

なお右五六年度の新規アプロプリエーション二、七〇三・三百万ドルの外に前年度予算中の使途未定分六二・五百万ドル及び極東空軍用として割当られた未使用資金三〇二百万ドルが繰入れられるので五六年度における実際使用承認額は三、〇六七・八百万ドルに達することとなる。五六年度の対外援助計画の特色は本年四月の教書にもある如く主としてアジアに重点が向けられ、今年度はじめての計画としてアジア自由諸国が世界の平和と福祉に向つて効果的に協力し得ること、この地域で実現せねばならぬ将来の開発に対し重要な経済的支持を提供することを狙いとする長期計画、即ちアジア援助特別基金が計上されており、更に贈与の形式より寧ろ借款の形式がより多く採られたことにあるといわれている。

(単位 百万ドル)

	オーソリゼーション		アプロプリエーション	
	要請額	決定額	要請額	決定額
軍事援助	一、二七八・〇	一、一三三・〇	一、一二五・〇	七〇五・〇
直接軍隊支持	三二七・二	三二七・二	三二七・二	三二七・二
防衛支	二六五・七	二六五・七	二六五・七	二六五・七
防衛州持	一、〇〇〇・三	一、〇二二・三	一、〇〇〇・三	九九九・二
防衛州持	七〇〇・〇	九二二・〇	七〇〇・〇	八五五・五
防衛州持	一〇二・五	一〇二・五	一〇二・五	一一三・七
防衛州持	八二七・八	八二七・八	八二七・八	八〇〇・〇
防衛州持	一六五・〇	一八二・〇	一八二・〇	一六二・〇
防衛州持	七三三・〇	七三三・〇	七三三・〇	七三三・〇
防衛州持	七一〇・〇	七一〇・〇	七一〇・〇	五一〇・〇
防衛州持	二二〇・〇	三八〇・〇	三八〇・〇	三八〇・〇
防衛州持	一七二・〇	一七二・〇	一七二・〇	一五一・五
防衛州持	六六・五	六六・五	六六・五	六六・五
防衛州持	四一〇・〇	四一〇・〇	四一〇・〇	五〇五・〇
防衛州持	三〇〇・〇	三〇〇・〇	三〇〇・〇	一〇五・〇



国	連	二四・〇	二四・〇	一九・四	二四・〇	二四・〇	一一・五
そ	の	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	
ア	の	四七五・五	四五九・三	一三三・八	四七〇・一	三六八・四	六一・七
ア	の	二〇〇・〇	二〇〇・〇		二〇〇・〇	一〇〇・〇	
大	の	一〇〇・〇	一〇〇・〇		一〇〇・〇	一〇〇・〇	
そ	の	一七五・五	一五九・三	一三三・八	一七〇・一	一六八・四	六一・七
合	計	三、四〇八・〇	三、二八五・八	三、二五二・九	三、二六六・六	二、七〇三・三	二、七八一・五

(3) 日本綿製品を繞る動き

先に成立を見た互恵通商協定法(クーパー法案)は半年に及ぶ審議の結果、免責条項(Escape Clause)を強化すること及び関税引下基準を本年一月とすること、自由両派が妥協したものであり、これらの修正により、日本の対米輸出は他国に比し相対的に不利な立場に立たされることとなつたが、その後更に所謂ドル・ブラウスを主とする日本綿製品の米国内市场進出に対し、米国内綿織維業者及び保護貿易派の間にこれを阻止せんとする動きが現われ一部には免責条項の発動を主張するものも現われるに至つてゐる。

この動きの具体化として、七月五日サーモンド上院議員外四八議員は関税委員会に対し、対日関税引下協定のうち織維品に対する税率を再検討する様要求する決議案を上院歳入委員会に提出したが、これが同委員会において日本に対する刺戟を避けるため「対日」を削り一般的に織維及び同製品に関する現在のあらゆる関税引下協定の影響を常時調査する様要求する決議案として修正の上採択され、七月十七日上院本会議で可決された。なお関税委員会がかかる調査を行い免責条項発動要請に応ずる態勢を執るまでには、相当の時日を要するため差当り免責条項の発動は問題にならないと見られるが、同委員会が右態勢を整えた暁には、免責条項発動要請に対して直ちに行動を開始することが予想される。

又これらと別の動きとして直接日本綿製品に対し輸入抑制乃至輸入割当制を実施すべきであるとの動きも現われている模様である。

本問題の出発点となつたドル・ブラウスは従来とも相当量の輸入を行つており、価格も最近特に下つてもおらず、更に多少輸入量が増加したとしても日本の対

米綿布輸出(昨年実績四九百万ヤード)は米国の綿布生産(昨年実績一一〇億ヤード)の二%にも満たないにも拘わらず今回特に取上げられたのは対日関税譲許、互恵通商協定法等により神経過敏となつた業者が偶々ドル・ブラウスに目を付け大問題にしたとの見方もあるが、日本側においてもこれが対策を検討中であり、その成行が注目されている。

(4) その他

(イ) 五五会計年度の予算収支見込

この程財務省が発表した概算によれば、五五会計年度の予算収支は四二億ドルの赤字と、一月の予算教書による推定四五億ドルを僅かに下廻ることとなつた模様である。右概算によれば収入は六〇三億ドル(一月推定五九〇億ドル)、支出六四五億ドル(一月推定六三五億ドル)となつてゐるが、この概算が一月の推定と喰違つた理由として財務省では、収入については一般的経済活動の予想を上廻る高水準による税収入の好調(二三億ドル増)、支出については農産物価格支持制度の予想外の支出増(一〇億ドル)によるものとしてゐる。なお五三、五四会計年度の収支尻は夫々九四億ドル、三一億ドルの赤字となつており、五五会計年度の赤字四二億ドルが前会計年度を上廻つたのは五五会計年度における減税によるものと見てゐる。

(ロ) 余剰農産物を繞る動きについて

余剰農産物処理については昨年七月農産物輸出促進並びに援助法(Agricultural Trade Development and Assistance Act)を施行、外国通貨決済による農産物輸出を促進して来たが、本年五月末における商品金融会社(C.C.C)

の保有並に融資高が七二億ドルに達し、これに市中銀行の農産物融資に対する保証約一四億ドルを加えれば、八五億ドル近くに、従来のC・C・C借入限度一〇〇億ドルでは今後の買入操作の不円滑を来す惧あるため、この程右借入限度は一二〇億ドルへ増額された。

一方、右「農産物輸出促進並びに援助法」に基づく外国通貨建輸出は五五会計年度中に四六九百万ドルと極めて順調に行われているため、同法の成立当時七億ドルと定められていた右輸出限度を一五億ドルに引上げることが決定された(同法中贈与分三億ドルの限度は据置)。

又右余剰農産物中特に綿花については六月末のC・C・C保有綿は約九百万俵に達し、これが処理並びに今後の綿花政策については国内関係者及び海外関係国の注目の的となつて居たが、予ねて取沙汰されていた輸出補助金制度は遂に見送られることとなつた。然しこの巨大な余剰綿花の処理については何等かの対策が採られるのは必至と見られて居り、右の補助金制度の見送りも一応五六会計年度中となつており、その他にもC・C・C保有綿の市場価格(イーストランド議員案)乃至海外価格による輸出、又これとは別途に、C・C・Cが独自で、信用条件緩和による輸出増進策を検討する等各種の動きが活潑であり、これら綿花政策の動向は関係筋の注目の的となつて居る。

(イ) O・T・C加入を一時見送り

去る三月七日に終了した第九回ガット(GATT)総会においてガットの常設運営機関たるO・T・C(貿易協力機構—Organization for Trade Cooperation)の設置が決定され、大統領はこれが加入承認方を議会に對し求めていたが、O・T・Cへの加入が重大事項であるために現在の客観情勢よりして残り少い会期で審議することは必ずしも得策とは考えられず、これが審議に慎重を期すために来年一月の国会まで一時棚上げされることとなつた。

三、西欧諸国

(一) EPUの延長と白、蘭の交換性回復への接近

(1) EPUの延長と欧州通貨協定(EMA)  
七月二十九日のOECE理事会は懸案となつていた交換性回復後の多角決済機

構及び欧州基金の設立等について意見の一致を見るときに、前月の理事会で右問題の意見一致を条件として原則的に承認していたEPUの明年六月までの延長、その金ドル決済比率の引上げ(五〇%から七五%へ)クォーター五〇%以上の加盟国の意向によるEPU解散条項の制定を決定した。

交換性回復後に設立すべき欧州基金及び多角決済機構については、EPU加盟国間でEMA (European Monetary Agreement)を締結することとなつて居るが、EPU運営委員会の作成した原案の概要は次の如きもので、之に對して加盟各国には積極的な反対はなかつたと伝えられている。

(イ) 欧州基金

(i) 基金の総額は六億ドルとし、EPUより米国拠出分の二七二百万ドルを承継し残額はEPU加盟各国がそのクォータに比例して拠出する。

(ii) 基金は交換性を回復して居ない国が国際収支上の困難を来して基金に信用供与を要請した場合、その要請を審査の上期限二年以内の資金供与を行う。

(iii) 基金は一億ドルを流動資産として保有するとともに加盟国が支払不能に陥つた場合に備えて五〇百万ドルを支払保証基金として保有する。

(ロ) 多角決済機構

(i) 各国間の債権、債務の多角的決済は毎月行い、その支払は金ドルによる。併しEPUの場合と異り、この方式への依存は任意で、為替市場で外貨を調達し各国が直接決済を行うこともできる。

(ii) 各国中央銀行は一定限度内において相互に貸越を認めることができる。

(iii) 多角決済において適用される為替相場は必ずしも確定レートとすることを要しないが、変動の幅はできる限り控え目であり(例えば上下夫々一乃至三%)、また相場を安定する様にしなければならない。各国はその為替相場の

変動の幅についてIMFの了解とEMA当局への通知を必要とする。なお毎月

の決済は定められた変動の幅の間で債権者に最も有利な率で行われる。なお右EMAはOECE理事会の監督下、運営委員会によつて運営されるが、OECEは別に交換性回復に伴つて生ずる為替、貿易問題を検討する諮問委員会

を設置するとともに、貿易外の為替決済の自由化、交換性回復後における貿易自

由化の方針をも決定したと伝えられる。

(2) ベネルックス諸国に於る交換性への接近

交換性回復を目標としたOECE理事会の努力は一応右の如き結論に達したが、EPU解散条項の導入並びにこれに関連するEMAの内容について意見対立して専門委員会の討議は難航を極め、この間大陸諸通貨特にベルギー・フランとフロリンの動きについて様々なルーマーがとんだ。結局ベルギー・フランについては資本勘定に対して殆んど完全に為替管理が撤廃され、フロリンに関しては一般為替取得者に対する強制集中(中央銀行売却強制)の制度が廃止されることになったが、OECEの一般的措置と並行して行われた各国に於る為替管理緩和の努力は交換性回復への途を準備するものとして重要な意義をもつものと思われる。

(f) ベルギー・ルクセンブルグに於る資本勘定の自由化措置

七月上旬ワシントン筋から流されたルーマーによれば、ベルギーは近くスイス流の二重通貨制度(非居住者に対する經常勘定を対ドル地域通貨と対非ドル地域通貨の二本立とし相互の振替を認めない制度)を採用すると推測されてきた。これは新緩和措置に対してIMFの承認を求めている間にその内容が若干誤り伝えられたものと考えられるが、為替当局は従来約二カ年に亘つて進められてきた資本勘定に対する緩和政策が拡大され為替取引の完全な自由化に一段と接近することを狙いとしたものであると述べている。十四日附の発表によればベルギー・ルクセンブルグが替局規定変更の要点はほぼ次の如くである。

① 内外銀行券、小切手、債券、利札、株式其他あらゆる種類の証券に対する輸出入の自由化。

② 債券並びに利札取引の自由化——この場合ベルギー・ルクセンブルグの居住者による取引たると海外居住者若しくは外国人勘定による取引たるとを問わない。

③ 居住者相互間若しくは居住者、非居住者間に於る外貨表示債権(銀行勘定又は小切手)取引の自由化、但し特に規定された場合(商品輸出若しくはサービスの対価として取得された米ドル、カナダドル表示債権がこれに該当する

といわれる)はこの限りではない。

④ ベルギー・ルクセンブルグの居住者が保持する前項以外の在外資産(商品を除く)に対する処分の自由化。

即ち、ベルギー・ルクセンブルグの為替管理法によれば非居住者に対する従来の資本取引は所謂金融勘定(Comptes des opérations financières)として整理されてきたが、今回の措置は右金融勘定に対する制限を解除した外、内国人若しくは居住者の行う資本取引に対してもあらゆる種類の国際支払をなし若しくは支払をうける包括的許可を与えるものであり、この場合支払方法について為替管理規定の制限をうける外支払原因並びに支払金額の如何を問わない。

最近に於るベルギー・ルクセンブルグの一般情勢としては、①生産は昨秋以降、戦前戦後を通じて最高の水準を示し、②物価は一九五三年以来殆んど完全に安定を持続せる等好調を記録している外、③貿易並びに国際収支は一九五三年以来若干の赤字(一九五四年の国際収支の赤字は四八億フラン)を示してはいるものの、④ベルギー国立銀行の金外貨保有高は五五、七五二百万フランと依然高水準を維持している。こうした環境下に行われた今回の措置は為替管理緩和の範囲を明示し現行法規の基本的な改正により内外に於る通貨の振替性を高めるのに必要な許可(Authorization)を与えたものと見られる。

かくして今後におけるベルギー・ルクセンブルグの為替管理は主として貿易決済等を中心とする經常勘定にその範囲が限定されることとなつたが、經常勘定の交換性回復を第一義とするIMFの原則に反する態度を示した理由としては対EPU諸国関係を中心とする諸支払協定の現存により相手国への影響を顧慮せざるを得なかつたことによるものであり、国内の情勢に基づくものではないといわれている。いずれにしても資本勘定乃至は居住者勘定の自由化を行つたことは状況により何時でも經常勘定の自由化を行い得ることを示したものと判断され、交換性回復に対する国内的準備の完了を表すものとして重要な意義をもつものと思われる。

(e) オランダに於る為替集中制度の撤廃  
最近に於るオランダの外債応募に対する積極的な態度はイギリス方面で特に注

目的となつていたが、國際資本市場としてのアムステルダムに進出が顯著となるにつれてフローリンの地位が弱体化するというルーマーが月初来主としてロンドン筋から流布され、一部にはフローリン切下説を唱えるものさえ出た。政府はこれに対し最近の金準備の充実を指摘し通貨の基礎は益々堅固なものとなつていると述べ、又オランダのポンド地域に対する関係から見てもポンドの切下が行われた場合その影響がフローリンに波及する恐れは考えねばならないとしても、これは特にオランダのみの問題ではないとしてルーマーに根拠なき理由を明かにした。

もつとも右の見解は現行の外貨集中制度が現在の如き保有外貨増大の傾向下に於ては自動的に国内通貨の増発を導く恐れがあるという点を指摘し、外貨集中規定に近く何らかの緩和措置がとられることを示唆したが十三日に至り金並びに外貨の中央銀行集中義務を規定した一九五四年為替管理令第二十八条が廃止されるに及び米ドル、カナダドル表示の旅行者用外貨取得者が当該外貨に余剰を生じた場合の外は広く一般の保有が認められることになつた。但し右の外現行為替管理規定は一応維持されることとなつていて保有外貨の移転については従来通り

り為替管理の制限に服するわけであるが、交換性の回復に向う重要な前提として今回の措置のもつ意味は決して小さくはない。

十四日キープト(Yan de Kieft)蔵相が議会に送つた書簡は次の諸点を指摘している。「一九五五年に於る輸出増大のテムボは一九五四年のそれに及ばない。基本的に見れば對外競争力は変らないが生産が上昇を続けているにもかかわらず銀上昇が好ましからぬ影響を及ぼしており、輸入は一九五四年よりも大幅に増大している。特に國際收支に於ては対ドル地域經常勘定は一九五四年に至り再び赤字を記録し対EPU地域の黒字によつても完全にはカバーされていない」のでこゝうした点から見てもヨーロッパ諸國通貨の交換性回復はオランダにとつても望ましいものとなるわけである。

(二) 英國——信用引締措置と石炭鉄鋼価格の引上

金ドル準備は左の如く七月中の減少一三三六百万ドル(本年最大の減少は二月の八二百万ドル)と一九五二年二月の減少二六六百万ドル以来の最大の減少振りを示した。

(單位 百万ドル)

前年同月中	米國援助		對EPU		對EPU以外地域		EPU債務返済		計	月末残高
	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)		
七月	(+)	一六	(-)	一〇	(-)	一四〇	(-)	二	(-)	一三六
前年同月中	(+)	一五	(+)	四	(+)	七六	(-)	九九	(-)	四
										二、五四四
										三、〇一三

右の如き金ドル準備の大幅減少は、七月が季節的にスターリング地域の國際收支が悪化する時期であつた外、前月の鐵道港灣ストの影響が引続き英本国の輸出を停滞させた反面、国内のインフレーション傾向により引続き輸入が増大したと、平価切下の噂にポンドに対する為替投機が行われたこと、及びかかる事態に対処し平衡基金がポンド相場の買支えを行つたことによるものとみられる。

六月中の貿易収支は次表の如く輸出が鐵道、港灣ストの影響をうけて前月比三六%の激減を示したのに対し輸入が国内需要の増大、穀物買付の繰上げを反映し

て逆に一%の増加を示したため、輸入超過は前月の三三・六百万ポンドから二九・〇百万ポンドと昨年の港灣ストの影響を受けた昨年十一月以来の最大の赤字を現出した。結局本年上半期の商品貿易を昨年上半期と比較すれば、輸出の増加三・六%に対し輸入の増加は一三・七%に及んでいる。六月の商品貿易に対するストライキの影響が輸入よりも輸出に著しかつたのは、港灣ストの打撃が主として積荷にあり、船舶が輸入品の陸揚げ後積荷をまたず出港したこと及び鐵道ストが輸出品の輸送を麻痺せしめたことが理由としてあげられている。

英国の商品貿易収支 (単位 百万ポンド)

五 六 上 半 期 月 月	輸出 (f o b)		輸入 (c i f)		入 超	
	本年	昨年	本年	昨年	本年	昨年
五月	二五七・七	二三八・二	二九〇・三	二八〇・五	三・六	四二・四
六月	一六五・〇	二二六・五	二九四・〇	二九一・〇	二九・〇	六四・五
上半期	一、四四九・四	一、三九〇・〇	一、九〇三・一	一、六七三・七	四五三・七	二七四・七

英国経済のインフレーション傾向は六月の鉄道港湾スト以降一層その様相を深め、投資及び消費両面に於ける旺盛な国内需要は輸出の減少、輸入の増加を齎しポンド相場の実勢を更に軟化せしめた。

鉱工業生産指数(一九四八年平均=一〇〇)は六月鉄道港湾ストにも拘らず一三七一・三八(暫定)と前年同月に比べ七・五%を増加、今年上半年の生産は前年同期を六%上廻つた。産業部門別の生産指数は未だ明らかにはしないが、鉄鋼生産の増加率上半期六%に対し、金属加工、使用産業の増加率が第一四半期一四%、自動車生産が上半期二三%増加を示している如く基礎的生産部門と第二生産部門の不均衡が顕著であつて、鉄鋼輸入の増加が国際収支悪化の一因をなしている点が特に問題視されている(フィナンシャル・タイムズ七月二十九日)。そのほか失業者数は六月二一、〇〇〇人と前月比一三、〇〇〇人を減少し従来の最低を記録したが、鉄道港湾ストがなければなお数千人下廻つたものと推定され、小売々上も異例の酷暑を迎えて夏物衣料の売上が予想を裏切る好調を示し、ロンドン市の商店は新聞、鉄道ストの打撃を完全に回復したと報じ、更に企業利潤(鉱工業関係一、六二五社)が上半期一、二四四百万ポンドと前期に比べ一三・三%の大幅上昇をみる等、国内経済は総じて活況を呈している。賦払購入も二月の賦払信用制限の影響を受けたのは家具等の一部分に限られ、特に自動車の売上は港湾ストの影響で輸出自動車が多量に国内向けに放出されたことを主因に六月には新記録を示した。但し住宅建設は金融引締による資金調達難に加え、建築組合(Building society)の預金が有利な証券投資へ向つたため引出が増加した結果、増加傾向が衰え本年中の民間住宅建設は年初の予想一五〇千戸(昨年一〇九千戸)

を下廻るものと予想されている。

国内経済の好況は従来主として輸入増加の面に反映し物価への影響は軽微であつたが、六月には卸売物価、消費者物価共に上昇傾向を示し注目される。商務省発表の基礎資材価格指数(一九四九年六月三十日=一〇〇、燃料を除く)は六月二・一ポイント上昇して一五一・〇を示し前三カ月の低落から逆転し、労働省発表の小売物価指数(一九四七年六月十七日=一〇〇)も六月三ポイント上昇して一五〇となつた。基礎資材価格の上昇は主として生ゴム及び銅の国際商品相場の強調を反映し、小売物価指数の上昇が六月初めに於ける鉄道、道路運賃の値上り以外には馬鈴薯、林檎及び鶏卵等の季節的値上りによるものであるが、七月に至り相次いで発表された石炭、鉄鋼価格の値上げは今後コークス、ガス及び電力への波及が不可避とみられ、これらは更に工業生産物、海上陸上運賃等に影響し英国経済のコスト・インフレーション、対外競争力低下の可能性を含むものとして憂慮されている。八日全国石炭委員会(National Coal Board)は十八日からすべての品位の炭価の一八%引上げを発表したが、これは一トン当り平均十一シリング五ペンスと戦後最大の値上げである。石炭委員会は今回の炭価引上げの理由として、①一般産業の賃金、物価水準上昇の石炭業に対する影響、②輸入炭の増加によつて生じた石炭委員会の赤字増大、③資本支出増加に伴う金利及び減価償却費の増大及び、④炭坑の安全、保健施設の改善のための支出増大の四点を挙げているが、同時に国内炭価を国際水準に近づけることによつて消費の節約を図り、更に原子力の動力利用までの期間重油の使用を増加させる政策の一環をなすものとみられる。又二十二日鉄鋼委員会(Iron and Steel Board)は石炭及び輸入原鉱の値上り、鉄道運賃及び賃金水準の上昇を理由として二十五日から鉄鋼価格を平均五%引上げる旨発表した。新価格は米國及び大陸価格をなお一五%下廻るものである。六月の輸入価格指数は前月と変化なかつたのに対し、輸出価格指数が機械、金属製品を中心に若干上昇したため、交易条件指数は一〇一と前月比一ポイントの改善をみた。しかし大蔵省の七月の月報(Bulletin for Industry)は輸出価格の上昇は英国経済にとつて危険であるとし、戦後大部分の期間工業諸國の輸出価格は上昇傾向にあり、その限りに於て英国の競争的立場は悪化しなかつ

たが、ここしばらく米國及び西独の価格は上昇を止めたと警告している。又商務省の推定によれば、三月までの九カ月間の世界の工業生産物の輸出量は一年前の一三%増となつてゐるが、英國の世界輸出量に占める割合は一九五四年初の九カ月の二一%から本年三月までの六カ月の二〇%へ低下しており、一%の低下は年間輸出額一億ポンドの損失を意味すると指摘している。

国内経済に於ける経済活動、物価及び賃金の上昇傾向は金融面では銀行券の増加及び銀行貸付の増加に反映されている。七月二十七日の銀行券流通高は一、八六二百万ポンドと昨年同期を一九九百万ポンド上廻り、夏季休暇のため現金需要の増加する七月中の増加額は七九百万ポンドと昨年同月の増加額を一〇百万ポンド上廻つてゐる。又六月末決算を終えたロンドン手形交換所加盟銀行の主要勘定は次の如く預金は六月中若干増加をみたが昨年同期に比し減少を示しているのに対し、貸付は金融引締にも拘らず公益事業、賦払販売業を中心として記録的増加を示した。併し反面銀行は貸出需要に應ずると共に流動性比率を維持するため手持国債を処分したが、それは一層の国債市場価格の低落を招き、期末に於て五大銀行中の四行を含む多数の銀行は一九五二年來初めて市場価格を上廻る価格で国債を評価するに至つた。かくて六月末に於ける流動比率は三〇・一%と辛うじて伝統的最低率を維持した。この様な流動比率の低下及び預金残高が前年同期を下廻つてゐることは金融引締政策の効果ではあるが、なお国有企業、賦払金融業等の資金需要旺盛から貸出の増加を抑制できないために金融政策の効果はなお不充分と見られている。

ロンドン手形交換所加盟銀行主要勘定の推移

(単位 百万ポンド)

	一九五五年		前年六月末 比増減
	六月	六月中増減	
預金	六、五一〇・四	(+) 一四九・五	(-) 二二・七
貸付	二、一八六・三	(+) 八二・八	(+) 三四九・三
大藏省証券	八九〇・二	(-) 三・六	(-) 一八九・六
有価証券	二、〇九九・〇	(-) 四二・四	(-) 二二二・五

かくの如き英國経済状態の悪化に対応し、バトラー蔵相は「情勢が必要とする場合は勇氣と決意を以て信用統制その他国内需要抑制手段を採らねばならない」との言明を行つていたが(一日国家生産諮問委員会に於ける演説)、月初來政府及び国有産業は情勢の変化に即応するため次の如き措置を講じていた。

- (1) 公共事業融資局の地方公共団体等に対する貸出利率の引上(五年以内三%を三%へ、五年乃至十五年三%を四%へ、十五年以上四%を四%へ夫々引上、七月九日から実施)
- (2) 納税準備証券の利率引上(七月十一日以降発行分につき従來の一%を一%へ)
- (3) ガス債一億ポンドの新規発行(政府保証、利率四%、償還期日一九六九—七二年、発行価格九八ポンド、投資計画のための銀行からの一時借入金返済を主たる目的とする)

更にバトラー蔵相は二十五日下院に於て「英國経済は基本的には健全であるが、現在生産の大部分が国内に吸収され過ぎてゐる」との現状判断に基き「替面で前進する前に国内面の強化に努力せねばならぬ」として次の如き一連の財政金融の引締政策を発表し、翌二十六日の討論に於て、ポンドの交換性回復に至る三条件に再び言及し、かかる条件が未だ満たされていないことを示唆すると共に、「現状に於ても又交換性回復時に於ても一ポンド二・八〇ドルのパリティの維持」を英國の不変の為替政策とすることを確言した。

- (1) 二十五日英國銀行總裁宛書簡を送り銀行の貸出残高を積極的(positive and significant)に削減する態度を表明することを要請。
- (2) 財政支出を經常、資本兩勘定を通じ最少限度に制限し、特に国際収支に直接影響のある海外支出に留意する。
- (3) 地方公共団体の資本支出は緊要なものを除き可及的に差控えることを要請し経済に対する圧力を軽減する。
- (4) 国有産業の資本支出を石炭及び原子力など緊要産業を除き、資本投資計画の繰延べ及び内部資金の利用により削減する。
- (5) 二十六日より自動車、自転車、ラジオ、テレビ・セット、蓄音機、カメラ

その他家庭器具（家具、敷物、宝石等を除く）の賦払購入の頭金を従来の一五%から三三%に引上げる。但し期限は据置き。

これら新措置の発表は、それまで上昇が続けていた株式相場及びポンド相場に影響したが、ポンド相場の回復には特に政府の為替パリティ堅持方針が為替市場に好感を与えたものとみられ、それまで平衡基金による買支えにも拘らず漸落歩調を辿っていたポンド相場は立直りを示し現物、先物及び振替可能ポンドは月末に至りほぼ月初の水準まで回復した。

ニューヨーク市場に於けるポンド売買相場 (単位 セント)

	七月一日	七月二十二日	七月二十九日
現物	二七八%—%	二七八%—%	二七八%—%
三カ月先物相場	二七七%—%	二七五%—二七六	二七六%—二七七
六カ月先物相場	二七六%—%	二七四%—%	二七五%—二七六
振替可能ポンド	二七六%—%	二七五%—%	二七六%—%

今回の措置は二月の引締が金融面に限られていたのに対し、公共団体及び国有産業の資本投資をはじめ財政支出の削減を意図している点、更に五二年の経済危機に於ける輸入制限及び優先貸出等の直接統制を避けた点にその特色があるとみられる。

二十六日議会に於けるバター蔵相の答弁では、現在政府は原子力、石炭、鉄道、石油及び道路等の投資計画を変更する意志なく、僅かに住宅、ガス、電気について計画の削減乃至繰延を期待していることが明らかにされ、資本投資削減は比較的僅少に上るものとみられている。又銀行貸出の減少についても銀行筋の見解として政府は本年上半期中の貸出増加額三億ポンドを年末までに縮小することを希望していると伝えられるが、かかる短期間にはたとえ二億ポンド程度の削減も極めて困難であると思われる(フィナンシャル・タイムズ七月二十八日)。

今回の措置が右程度の引締めに止るならば国内需要の抑制、ポンド相場の回復にどの程度寄与するかはなお問題であるが、今回の措置は極めて幅の広い内容を有し、その弾力的運営が可能であるから、経済情勢の推移によってはなお投資の

削減を大きくし、また場合によつてはバンクレートの再引上げ等も考慮されるものと見られる。

(三) フランス——最近の通貨金融情勢と経済界の好況

一、最近の通貨金融情勢

国家信用理事会は七月七日、暫定数字による本年一月から五月迄の通貨金融情勢を発表した。右によれば通貨総量(銀行券及び要求払預金)は昨年末の五兆二、九八〇億フランから五月末には五兆四、三八〇億フランと五カ月間に一、四〇〇億フランを増加、昨年同期間の八五〇億フラン増に比し大幅な増加を示している。

右五月末通貨総量の内銀行券は二兆五、七二〇億フラン(昨年同月末二兆三、二四〇億フラン)、要求払預金は二兆八、二二〇億フラン(前年同月末二兆三、九一〇億フラン)で昨年同月末に比べ銀行券の増加九・五%に対し、要求払預金の増加は一八%と預金通貨の増勢が目立ち、通貨総量に占める預金通貨の割合は昨年一月の五〇%、本年一月の五一・一%から五月末現在は五二・二%となつていゝ。右通貨総量の増加は金及び外貨の保有ならびに銀行信用の増大によるものであるが、フランス銀行勘定面に現われた金及び外貨勘定はこの五カ月間に一、六六〇億フラン(約四・七億ドル)を増大し、昨年同期間の七四〇億フラン増が既にかなりの増嵩とされたのに比較し最近のそれは極めて顕著で六月末の右勘定残高では五、六〇八億フラン(約一六億ドル)となつていゝ。一方五カ月間の銀行貸出状況を見るに、民間短期貸出は手形割引と当座貸越で八二〇億フランを増加し、中期信用動員手形割引は五〇億フラン減少して差引七七〇億フランを増加(昨年同期間三四〇億フラン増)したが対政府信用では八五〇億フランを減少(昨年同期間四〇〇億フラン減)し、結局此の期間の銀行信用は八〇億フランの減少となつた。

なお中期信用について見れば、長期金融機関(国民金融庫・預金部・農業金融庫・不動産銀行)による融資と、その他の銀行による中期信用動員手形の割引残は昨年末の七、五五〇億フラン(内長期金融四行一、〇八〇億フラン)から五月末には八、二七〇億フラン(同一、八五〇億フラン)と五カ月間に七二〇億フランを増加、うち九〇%、六五〇億フランは住宅建設資金となつていゝ。右増加は

経済情勢調査(その三)

七〇〇

専ら金融機関の自己資金によつて賄われたため、フランス銀行の中期信用動員手形の再割引残高は逆に五カ月間に三三二億フランを減少している。これを要するに昨年の通貨増発が中期信用動員手形再割引の増加を主因としたのに対して、最近のフランス銀行主要勘定

近の通貨総量の増大は年初来の生産の好調を裏付とし、更に国際収支の好転、経済安定に伴う民間退職金の売却による金及び外貨準備の増加によるものである点で著しい対照をなしている。

(単位 十億フラン)

負 債	計	一 九 五 五 年						
		一九五四年末	一九五五年末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末
一、金		二〇一・二	二〇一・二	二〇一・二	二〇一・二	二〇一・二	二〇一・二	二〇一・二
二、外貨及び E P U 債権		五七・一	六〇・三	六六・五	八六・三	一一一・八	一五二・九	一八三・七
三、為替安定基金貸付		一三六・八	一五五・三	一八八・六	一九五・〇	一九八・〇	一九八・〇	一七五・九
四、対政府信用		八一・二・六	七八二・二	八〇七・六	七八七・四	七三六・七	七七四・九	七六九・四
1 国債		三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八	三・八
2 対政府貸付		八〇八・八	七七八・四	八〇三・八	七八三・六	七三二・九	七七一・一	七六五・六
五、対民間信用		一、四四三・二	一、三六〇・一	一、二九七・三	一、三六一・三	一、三六八・一	一、二八六・二	一、三五四・六
1 割引手形		一、一七九・二	一、一一〇・一	一、一〇二・九	一、一七一・五	一、一四二・〇	一、〇五五・一	一、〇七一・三
イ、一般手形		六二八・八	五九三・二	五九二・二	六〇八・一	六一一・八	五六〇・三	五八三・六
ロ、中期信用動員手形		五〇一・三	四七〇・七	四七〇・二	五三〇・六	五〇一・五	四六八・一	四七一・一
ハ、穀物手形等		四九・一	四六・二	四〇・三	三二・八	二八・六	二六・六	一六・五
ニ、買入流通証券		一三六・七	一二六・二	一七二・七	一六〇・六	二〇〇・二	二一〇・四	二四五・五
3 手形貸付		二七・一	二二・七	二一・六	二九・一	二五・八	二〇・六	三七・八
六、其他		一一三・二	一〇七・一	九六・二	一二九・〇	一一二・二	一一五・七	一四一・八
計		二、七六四・三	二、六六六・四	二、六五七・六	二、七六〇・四	二、七三八・四	二、七二九・一	二、八二六・八
一、発行銀行券		二、五三八・四	二、四七二・六	二、四八二・六	二、五八三・六	二、五四四・一	二、五二三・四	二、六二九・九
二、当座勘定		一五七・九	一一九・七	一一一・八	一一二・七	一三九・九	一四〇・八	一三八・六
三、資本		〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
四、其他		六七・七	六四・〇	五三・〇	五三・八	五四・二	六四・六	五八・一

(註) 各月最終未曜日残高。

以上のような状況から最近の市中銀行の資金線にはかなりの余裕が認められ、五月末現在の国債保有高は市中銀行の国債保有限度(預金増加の少くとも二〇%)を超えており、一方フランス銀行の手形再割引限度額に対してもかなりの余裕を残している。

なお貯蓄および投資の動向は一、四月の流動的貯蓄(貯金局および貯蓄銀行貯金、銀行定期預金、一般応募大蔵省証券)は一、三七〇億フランを増加し、昨年同期間の一、六四〇億フラン増を下廻つたものの、これは最近保険会社の流動資産保有形態が従来の銀行預金から証券に比重が移つたためで実質的な貯蓄増加額の



減少を示すものではなく、一、五月の起債市場は昨年以來の活況を続けて五カ月間の株式発行は三五〇億フラン（昨年同期間一四〇億フラン）、社債発行は一、〇九〇億フラン（昨年同期間九三〇億フラン）を記録している。

一方、消費金融の面で最近賦払信用の増嵩が目立ち、昨年末現在の賦払信用額は自動車六〇〇億フランを始め、スクーター七〇億フラン、ラジオ・テレビ一五億フラン、電気器具五八億フラン、家具二三億フラン、衣類・靴二四億フラン等一昨年比七〇%の増加を示したが、今年に入つてもますます増大している模様である。政府は昨年七月賦払信用に関し、販売価格の最低二〇%は現金支払によること、賦払信用期間は最長十八カ月とすること等の規程を定め一部に見られた放漫な信用を抑制する措置を採つたが、今回更に賦払信用を行う金融機関の最低資本を株式会社組織によるもの七五百万フラン、個人経営のもの三五百万フラン（従前はそれぞれ五〇百万フラン、一〇百万フラン）一九五四年七月十一日銀行監督委員会決定に引上げ、また賦払信用による販売には、当該商品の現金小売価格、賦払価格、賦払信用期間、支払方法、その他手数料等の明示を要することと定めた。今回の措置は、去る五月特別権限により大蔵大臣は賦払金融機関の最低資本を制限し、賦払信用に伴う不正取引を防止し得ることとした政令に基づくものであるが、その趣旨は金融引締を目的とするものではなく、最近の賦払信用の盛行が資力の弱小な金融業者によつて行われ、不当な高金利、手数料を徴求する等好ましくない面が見受けられるのに鑑み、賦払金融機関設立の制限を強化し、取引条件を明確にして不正取引を排除、健全な賦払信用制度を確立しようとするものである。右の如く今回の最低資本制限措置は賦払信用を行わない金融機関の資本金を株式会社組織のもの二・五百万フラン、個人経営のもの〇・五百万フランと定めているのに比しかなり強化されている。

二、ボワサル委員会の答申と最近の好況

貿易自由化の障碍を検討し、物価割高是正策の立案を目的として一月以來主要七産業部門別に研究を続けて来たボワサル委員会は七月十三日綜合結果を發表、次の如き具体的措置を答申した。すなわち、①人絹、スフー即時輸入を自由化し得るが、一〇ないし一五%の輸入補償税を必要とする。②工作機械—十月一

日と明年四月一日に夫々一九四八年基準の一〇%の輸入自由化を行い、同年基準七〇%の自由化を達成し、輸入補償税は一五%とする。③肥料—窒素肥料については十月一日、燐酸塩肥料は来年四月一日輸入を自由化する、前者については関税と輸入補償税の合計が二五%となるよう、また後者は輸入補償税一五%が必要である。④紙及び厚紙—四月に輸入自由化されたが、輸入補償税を一五%から七ないし八%に引下げ得る。⑤農業機械—自動耕作機については十月一日、トラクターは明年四月一日自由化、補償税は一五%。⑥綿製品—綿糸、未晒綿布については輸入を自由化し得るが、その他の綿製品は更に今後検討を要する。⑦自動車—新車については輸入自由化を保留、他の欧州諸国特に英・イタリアの自由化措置を待つて決定する等である。また基本的対策としては、①産業構造の改善—綿・過燐酸塩・農業機械・紙工業における中小企業の集中、大部分の工業における合理化と専門化の必要、②企業再編—設備過剰工業の業種転換、地方産業の開発等、③物価割高是正—各商品別に夫々の対策を必要とするが、全般の問題としてフランスにおける男女同一賃銀制度が他の欧州諸国に比しフランス産業の人的負担を高めている事実を照し、欧州諸国に対し、國際的男女同一賃銀制度を採用するよう働きかけること、④その他—例えば農業機械化に対する補助金制度等の産業助成策、動力費、金利低下の努力等、極めて広範な対策を答申している。

右の貿易自由化施策はいずれも、国内産業の対外競争力等を検討し、自由化による産業への急激な影響を避ける趣旨から臨時特別輸入補償税による保護措置を必要としている点で直ちに完全な貿易自由化は期待されないが、既に政府は右答申を参考として先月紙等については輸入補償税の引下げを行い、今後も漸次引下げ逐次完全な自由化に進む方針を採つている。また企業の集中合理化等に関しては先月発表された経済拡張指導委員会の答申、更にはマンデス・フランス前首相の新経済政策の方針に連なるもので、既に六月三十日特別権限により決定した経済社会開発基金（工業・農業・商業・観光事業開発貸付、企業転換・集中および分散資金貸付、生産性引上資金貸付、建築資金貸付の四部に分れ、モノプラン及び地方開発計画に基づく事業に対する貸付を行う）、設備特別奨励金制度（後進地

区における工業設備の新設または既存設備の拡張に要する資金について最高二〇%を限度として奨励金を与える)の制定等、經濟擴張諸施策には右ボワサール委員会の意見が具体化されており、今後も漸次委員会の答申は政府の政策に生かされるものと期待されている。

フラムラン蔵相は政府の經濟擴張政策の効果として本年一〜五月の鋳工業生産は昨年同期間を一〇%上廻り、農業生産も昨年比四〜五%増が見込まれていること、六月の失業保険受給者は昨年同月比一八%減少、然も金融情勢は極めて安定し、物価高騰を伴わぬ賃銀引上げが行われたこと等を指摘し、今後も擴張政策を推進する意図を明らかにしたが、六月の鋳工業生産指数は一七六と前月示した最高記録一七三を更新、物価も年初来の微落安定傾向を保っている。特に最近の自動車生産の増加は著るしく、六月の生産は六九・八千台、上半期中の生産台数は三七三・二千台(昨年同期二八五・一千台)と新記録を示し、また上半期の鉄鋼生産は六、三五九千トンで前年同期を二六%上廻る増加となつている。

六月の貿易収支は対ドル地域の入超増大を主因として、入超額は一二七億フラン(前月七七億フラン)を示しているものの、上半期中の貿易を昨年同期と比較すれば、輸入は六、二三五億フランで八%増、輸出は五、六四六億フランと一九%を増加し、結局入超額は五八八億フランで昨年同期の五七%に止り著るしい改善を示している。月末一九五四年における、フランス本国及びフラン地域の國際収支が発表されたが、右によれば資本勘定は一六五百万ドルの赤字を示したが、經常勘定では貿易収支が二三七百万ドルの赤字となつたにも拘らず貿易外収支(主としてアメリカ軍事支出)に支えられて同勘定尻は一九四六年以来始めて一九四百万ドルの黒字(一九五三年赤字二二〇百万ドル)に転じている。こうした昨年度の実績から推して本年上半期における貿易収支の赤字も貿易外収支によつて概ね埋め得るものと見られている。なお、最近駐仏アメリカ大使館の発表によれば、アメリカは榴弾砲・砲弾・電気機械等總額四一、七三〇千ドルの対フランス域外買付を契約、一九五二年以来の域外買付総額は約一、四五六百万ドル(五、〇九六億フラン)に及んでいる。

こうした經濟情勢の好調に対して生産は増加しているものの第一・四半期には

前年同期比一三%の増加率を示したのが第二・四半期は八・五%と増加率が低下していること、物価の安定にも税制改革による間接税引下げ効果等外的要因による面があること、國際収支の改善もアメリカ軍事支出に支えられている点で今後の状態は樂觀を許さないとし、又ドル地域貿易はむしろ悪化の傾向を示していること、更には財政負担の増大が目立っていること(註)等を懸念する向も見受けられる。

然し乍ら全般的には今後も好調が持続するとの見方が圧倒的でル・モンド誌も前述の如きフランス經濟の弱点を認め乍ら、この弱点を除くならば、そこに大きな發展への可能性があるとて經濟擴張政策への希望を述べており、この程統計經濟研究所が実業界の首脳部に対し本年下期の經濟情勢の見透しについて行つたアンケートの結果でも、当面引き続きインフレなき經濟擴張が続くであろうとの観測が強い。

(註) 七月二十四日國民議會を通過した国防予算は、インドシナ戰爭の終結に伴い当初予定されていたアメリカ軍事援助三億ドル(一、〇五〇億フラン)が三分の一の一億ドルに減少したため、一九五五年度分は九、四五五億フラン(当初予算、八、九〇〇億フラン)に膨脹、来年度分としては更にこれを上廻る九、四八七億フランが計上されている。

また、二十六日國民議會財政委員會の報告によれば本年度の一般予算収支は支出三兆五、三八〇億フランに対し歳入二兆九、九〇〇億フランで赤字は五、四八〇億フラン(昨年度三、六七〇億フラン)に及び、これに一般予算外國庫支出を加えた總収支尻の歳出超過は一兆フランを超える巨額に上るものと見込まれている。

最近の物価生産並びに雇傭状況

	五月	六月	七月	前年七月
卸売物価指数(一九四九年=100)	一三七・〇	一三三・三	一三三・四	一三四・四
小売物価指数(一九四九年=100)	一四三・六	一四四・七	一四三・二	一四二・九
鋳工業生産指数(一九三九年=100)	一七三・〇	一七六・〇	一七六・〇	一四八・〇
失業保険受給者数(単位=千人)	三三・二	三六・九	三六・六	三六・一

六月の地域別貿易収支

輸出入	ドル地域	ポンド地域	OECE地域 (除ポンド地域)	其他	合計
輸 入	二一、〇七二	三六、二〇八	三八、三一七	一三、八〇一	一〇九、三九八
前年同月	一六、四七五	三五、三六四	二八、四〇六	一五、〇二一	九五、二六六
輸 出	七、九一九	一六、二〇〇	五二、三五五	二〇、二二四	九六、六九八
前年同月	八、二七一	一二、五二九	四四、六二六	一五、一七九	八〇、六〇五
入 出 超	(-) 一三、一五三	(-) 二〇、〇〇八	一四、〇三八	六、四二三	二二、七〇〇
前年同月	八、二〇四	二二、八三五	一六、二二〇	一五八	一四、六六一

一九五五年上半期の地域別貿易収支

輸出入	ドル地域	ポンド地域	OECE地域 (除ポンド地域)	其他	合計
輸 入	一〇〇、六二四	二二一、三八四	二二三、七四二	八七、七九七	六二三、五四七
前年同期	八一、一七四	二〇七、四八二	一八六、五七〇	一〇二、六一七	五七七、八四三
輸 出	五〇、〇三三	九七、二八〇	二九五、〇四五	二二、二九三	五六四、六五一
前年同期	四五、二四四	七五、八八一	二五八、四九二	九五、〇三〇	四七四、六四七
入 出 超	(-) 五〇、五九一	(-) 一四、一〇四	七二、三〇三	三四、四九六	五八、八九六
前年同期	三五、九三〇	一三一、六〇一	七二、九二二	七、五八七	一〇三、一九六

(四) 西ドイツ—対ブラジル新貿易協定の成立、一般情勢

一、対ブラジル新貿易協定の成立

二日、リオ・デ・ジャネイロに於て従来の清算協定方式による貿易協定に代えて、新に制限付交換マルク(Beko Mark = beschränkte Konvertierbar DM)に依る多角決済方式の新貿易協定が調印された。本協定は昨年四月エルハルトの南米訪問以来の懸案で、昨年十一月、本年四月と二度の交渉を経て漸く実現を見、八月一日より発効、イギリス・オランダの参加が予定されている。

ドイツ・ブラジル間の貿易は、コーヒーの値上り、ブラジルにおける対独輸出差別待遇(ブラジル輸出業者がドイツに輸出した場合取得する輸出ボーナスはドル地域及ポンド地域に輸出した場合に比して約四・五%低い。従つて業者はこの分を契約価格に織込むこととなり輸出価格は割高にならざるを得ない)等に依つ

(単位 百万フラン)

(単位 百万フラン)

て極端な片貿易となり、ドイツの輸出超過額は二八百万ドル(七月十四日付フランクフルター紙に依る。九日付同紙に依れば二九・二百万ドル)に達したため五月九日以来ブラジル政府はドイツからの輸入に対する外貨割当を中止していた。今般新協定成立に伴いレンダー・バンクよりブラジル銀行に対し八〇百万マルクの運転資金がクレジット(一九五六年二月一日以降月賦返済)として与えられ、ブラジル銀行は月一〇百万マルク宛外貨割当を行うことになる。現在の累積債務はブラジルの対独経常輸出に依つて返済されるが債務返済迄(完済迄四一五カ月を要すると見られている)ドイツの輸入業者はブラジル・ドル(ブラジルに対する輸出の対価として業者が取得したドル)に依り、ブラジルの輸入業者は Beko Mark に依り決済を行う。ブラジルが入手した Beko Mark は差当り協定加入国間においてのみ振替可能である(この意味においてブラジルの取得する Beko Mark

の振替可能範囲は制限される)。また、本貿易協定は協定の基本的事項に変化を生じた場合には直ちに交渉に入り、二カ月以内に意見の一致を見なかつた場合には次の一月で失効することをも併せ規定している。なお予定されているイギリス・オランダの本協定加入については二十一日ボンに於て三国の意見が一致し兩國の参加は確実視されている。

新貿易協定の成立に依りドイツ・ブラジル間の貿易拡大に新たな希望が生じたことは両国間貿易行詰りの折柄業者筋に歓迎されており、殊に入〇百万マルクのクレジットに依るブラジルの新規購買力、対独輸出差別待遇(前述)の廃止に依るブラジルの対独輸出増加に期待する向も多いが、ブラジルはその輸出取得金を以て独・英・蘭のいずれからも輸入し得ることになるため、同国市場の確保を廻つて三国間の輸出競争は激化するものと見られている。ただブラジルは独・英・蘭いずれの国に対しても入超で多額の焦付債務を生じており、今般の多角決済協定にも貿易の縮小を回避して債権を回収せんとする債権国の意図が認められるところから、本協定の将来は専らブラジルの輸出の延び如何に左右されるものと思われ、ドイツにおいても昨年南米諸国に魁けて *Beko Mark* に依る多角決済方式を採用したコロンビヤが一方的入超から一年後清算協定方式に復帰した事例(註)を挙げて協定の将来を懸念する向もある様である。

(註) コロンビヤは一九五四年八月二十七日対独貿易に *Beko Mark* に依る多角決済方式を採用したが本年七月、九月二十七日以降協定廃止を通告した。

## 二、一般經濟情勢

(一) 一般情勢——景況は依然上昇、六月の生産指数は二〇九(一九三六年=一〇〇)、失業は六五〇千人(七月の失業は更に減少して五六七千人となつた)と、それぞれ戦後最高及び最低を示した前月の記録を更新、鉄鋼は完全操業の状況にあり、建築は五月既に昨秋のピークを超え、本年第一・四半期の国民生産及び工業生産増加は各々昨年同期を一二%及び二〇%上廻っている。一方、農業部門においても改善の跡が顕著に認められ、六月に終つた五四—五五農業年度の農業所得は家畜、酪農製品の売上増加を主因として八二〇百万マルクの増加を示し本年は

更に増加が期待されている。また貿易は六月も輸出二、〇一二百万マルク、輸入一、九四六百万マルクと、依然出超を記録し、上半期は輸出一二〇・八億マルク、輸入一一三・九億マルクと六・九億マルクの出超となり物価は基礎資材・投資財の値上りを反映して卸売物価が一一九と一ポイント上昇したが生計費指数は依然横這いに推移している。

(金融)——景気上昇に依る決済資金増並びに投資及び在庫資金増を映じて本年一—五月間の金融機関の貸出増加(短・中長期貸出及び有価証券投資を含む)は前年同期を一〇億マルク上廻り、特に個人・企業に対する短期貸出及び中長期貸出の増加が顕著な反面、財政収支の好調を映じて大蔵証券保有高及び対公共団体貸出の増勢は鈍化している。レンダー・バンクの見解に依れば、目下の処前年に比し貸出の趨勢に大幅な変化は認められないものの、一—三月の短期貸出が昨年末の異例な増加の反動として前年の増加率を下廻つたにも拘らず四月以降反転して貸出の増勢が強まつた点に警戒を要するとされており、特に四月中の貸出増加の四分の三が耐久消費財の購入を目的とする賦払信用(*Teilzahlungskredit*)であつたことが強調され、賃金上昇に依り消費者の資力が増加している一方、金融機関も有利な賦払信用を歓迎する様になつている点、更には景気好調見越の企業の設備投資が大きく、株式市場の活況にも拘らず新株発行に依る取得金が直ちに再投資され返金に向わないこと、資本市場の金利低下にも拘らず依然税法上銀行借入が有利であること等が貸出の増勢に関係あるものとされている。

レンダー・バンクは出超と財政余裕増加を背景とする金融機関貸出余力を減殺するため五月以降新たに獲得した大蔵省証券(レンダー・バンク手持の平衡請求権と交換に獲得したもの。従つてレンダー・バンクの大蔵証券増加に依つて政府預金は増加しない)を使用して通貨改革以来始めてと称せられる強力な売オペレーションを実施しており、大蔵証券売却額は五月以降六月二十八日迄五一六百万マルクに及んだ。そのため閑散期にも拘らず、七月のコール市場は繁忙を極め、翌日物レートは公定歩合を越え九月の納税期は通貨改革以来の繁忙が予想されている。コール市場の繁忙はオペレーションに依り従来コールの出手であつた振替中央機関(*Girozentrale*)及び貯蓄銀行の余資並びに従来市中に預託され

コールに運用されていた公共団体の余資が証券に向つたことに依るものであるが、金融機関筋ではレンダー・バンクの積極的売却オペレーションの推進から、遠からず公定歩合の引上げが行われるものと予想している(註)模様である。

(註) 八月三日公定歩合は三%から三・五%に引上げられ、同時に支払準備率も各種預金を通じて一%引上げられた。

金融機関に対する資金供給面では、一―五月間預金が貯蓄預金・定期預金とも前年を上廻る増加を示し、特に前年一八三百万マルクの減少を示した定期預金が個人・企業の定期預金増を中心として大幅に増加している点が注目される。これは法人税納入期(六月十日)の要資が定期預金勘定に積立てられることもさることながら、主として昨夏預金金利引下げ以降見られた定期預金の貯蓄預金への振替傾向の一服、個人に依る証券購入の減少等に依るものとされている。

一九五五年主要金融指標(一九五五年一―五月)

中央銀行		市中金融機関					摘要		
		貸出	支払準備	預金	義務	貨	年次	金	需
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
三三三	二二六	一、一六二	一、三九二	一、一六二	三三三	七〇	一、一二九	二四七	(+)
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
五、一六九	七五三	三、三七四	八五三	一〇四	五、一六九	七〇	一、一二九	二四七	(+)
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
四、二六六	八四六	二、四三五	二七五	一一六	四、二六六	七〇	一、一二九	二四七	(+)
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
九〇三	九三	九三九	一九〇	一一二	九〇三	七〇	一、一二九	二四七	(+)
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
三三六	五六	四六六	二六三	二六三	三三六	七〇	一、一二九	二四七	(+)

  

中央銀行		市中金融機関					摘要		
		貸出	支払準備	預金	義務	貨	年次	金	供
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
三三三	二二六	一、一六二	一、三九二	一、一六二	三三三	一、九三五	一、七九二	一四三	(+)
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
五、一六九	七五三	三、三七四	八五三	一〇四	五、一六九	一、二六四	二八四	九八〇	(+)
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
四、二六六	八四六	二、四三五	二七五	一一六	四、二六六	一、二六四	二八四	九八〇	(+)
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
九〇三	九三	九三九	一九〇	一一二	九〇三	一、〇三七	三三九	一〇四三	(+)
(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	五五・一―五月	前年同期	前年同期比	
三三六	五六	四六六	二六三	二六三	三三六	一、五六六	八三八	一九九	(+)

なお流通銀行券は一―五月間に三億マルク増加しているが反面預金通貨が六〇百万マルク減少しているため通貨の純増は二・四億マルクに止り、市中要資並に支払準備義務の増加にも拘らず中央銀行貸出は一四億マルク減少した(前述オペレーションに依り最近若干の増加が報せられている)。しかしながら鉄鋼・石炭等基礎産業、景気の支柱たる建築業等における生産能力の限界への接近(特に建築部門においては建築費の値上りから着工を急ぐ傾向が指摘され、同部門の受託高を建築能力に調和させるため公共部門の建築の一部を繰延べることが報せられている)、労働力不足の深刻化が報せられ、八月一日からの新家賃法実施に依る家賃一〇%値上を契機として広範な賃上要求が予測されている折柄再軍備によるインフレの脅威に対処するためにも通貨政策は慎重な警戒的措置を採用せざるを得ず前述のオペレーションはかかる政策の一環と解さるべきであろう。

(資料) レンダー・バンク月報、単位 百万マルク)

(財政)——年初大税制改革の実施に依る個人所得税・法人税・申告所得税率等の引下げにも拘らず本会計年度の税収は法人税に若干の減少が見られた他はいずれも前年同期に比して著増、特に賃金所得税収入は賃金所得の増大及び税制改革に依る所得控除の一部実施が遅れたこと等もあつて対前年比一六%と大幅に増加、更に景気上昇に依る売上高税、消費税、関税等税率引下げが行われなかつた諸税収の増加もあつて、本会計年度(一九五五年四月—五月)の連邦及び州の税収は八〇億マルクと前年同期を一一%方上廻つた。税収の四分の三を占める税率据置

分諸税収入が極めて好調なため今後生産増加率に若干の停滞が見られ、また税制改革の効果が完全に現われてもなお本年度の税収は前年に比して相当増加することが期待される。  
また先月二十三日五五—五六会計年度の予算が連邦議会を通過参議院に送付されたが、従来支出未済防衛費として政府預金勘定に滞留していた防衛費中二四億マルクが本年度の特別予算に繰入れられ、財政規模が二七八億マルクから三〇五億マルクに膨張したことが注目される。

一九五五—五六会計年度連邦財政修正

(単位 百万マルク)

収 入	原 予 算	修 正	比 較	支 出	原 予 算	修 正	比 較
(1) 総 収 入	二七、七八四	三〇、五九六	(+) 二、八一二	(1) 総 支 出	二七、七八四	三〇、五九六	(+) 二、八一二
(2) 振 替 収 入	二、一四〇	二、一四〇	—	(2) 振 替 支 出	二、一四〇	二、一四〇	—
(3) 狭 義 の 収 入 (1)-(2)	二五、六四四	二八、四五六	(+) 二、八一二	(3) 狭 義 の 支 出	二五、六四四	二八、四五六	(+) 二、八一二
内 a 経 常 収 入	二四、〇五六	二四、三八二	(+) 三二六	防 衛 支 出	九、二六六	一一、六七二	(+) 二、四〇六
内 連 邦 税	(一八、六一五)	(一八、八七二)	(+) 二五七	a ドイツ 防衛費		五、二〇〇	
所 得 税	(四、二八〇)	(四、二八〇)	—	b 駐 留 軍 費		三、八〇〇	
b 特別予算収入	一、五八八	四、〇七四	(+) 二、四八六	計 (a+b)	九、〇〇〇	九、〇〇〇	—
内 公 債	(一、五六八)	(一、六五四)	(+) 一、〇八六	c 前年度防衛費支出	—	二、四〇〇	(+) 二、四〇〇
前年度防衛費繰入	—	(二、四〇〇)	(+) 二、四〇〇	d その他防衛費	二六六	二七二	(+) 六

三、オーストリア——新中央銀行法案決定

オーストリアの閣僚会議は十九日銀行再建法(das Bankenrekonstruktions-gesetz)保険業再建法(das Versicherungs-Wiederaufbaugesetz)と併せて中央銀行法(das Notenbankgesetz)を承認した。同国の現在の中央銀行法は一九二二年制定にかかると、占領時代は中央銀行管理法(das Notenbanküber-leitungsgesetz)に依り金融政策が行われて来たが、今般同国の独立に伴い、中央銀行の独立性と金融政策の機動性を確保する目的を以て中央銀行法の改正が企図されたものである。改正法案中左の事項が注目される。即ち

(1) 新中央銀行は株式会社とし、株式の五〇%は国家が引受け、残余の五〇%は

州・商業・手工業者団体(Interessensvertretung)及びその下部機構(Kammern)——何れも公法人——が引受ける。

(2) 金融政策は理事会(Generalrat)に依つて決定される。理事会は議長、副議長二名、理事十一名に依つて構成され、議長は大統領、副議長及び理事中五人は政府に依り任命され、残余の理事六人は銀行・貯蓄銀行より各一名、企業者団体・労働組合より各二名宛指名される。理事会メンバーの任期は五年、期間中解任されることがない。

(3) 銀行の業務は役員会(Direktorium)が行う。役員会は総裁(Generaldirektor)副総裁及び最高四人の役員に依つて構成される。

- (4) 銀行は銀行券及び鑄貨(Münze)を発行する。
- (5) 政府に対する六カ月以内の貸付は一〇億シリング(一〇〇シリング＝三・八九ドル)を限度とする。(従来規定なし)
- (6) 金融機関は預金の一定率(最高十五%)、必要な場合は理事会が最高率を十二%迄軽減出来る)を中央銀行預金として保持しなければならない。(従来規定なし)
- (7) 銀行は金融市場調節のため公開市場操作を行う権限を有する。(従来規定なし)

今般の中央銀行法案については、支払準備制度、公開市場政策の採用等弾力的金融政策実施のための基盤を整えた点は評価されているものの、中央銀行の独立性確保という点については理事会の構成上政府任命の役員が過半数を占めていることに問題があるとも言われており、また依然として株式会社形態を採っていることに對する反対も見受けられる。

一般景況——五月輸入需要と過度の景気上昇を抑制するため公定歩合引上げが行われ、その後引き続き銀行の自主的申合せに依る信用の量的規制、公共建築投資の繰延べ、建築活動の一部制限等景気抑制措置が採られているものの依然景気上昇が報ぜられている。七月一日以降O・E・E・C地域に對する自由化率が九〇・一%(従来八三・五%)に、また七月十五日以降ドル地域に對する自由化率が一九五三年ベースの八・五%(従来〇)に高められたが、通産相(Bundesminister für Handel und Wiederaufbau)は輸入抑制は自由化の制限に依らず公定歩合引上げ等間接的需要抑制に依ることを明かにしており、自由化率の拡大はスイッチ取引の減少等を通じてコスト引上げに有効なものと思われる。頃來輸入需要は若干鎮靜の兆を見せているものの輸出増加の急務は依然強調されており、輸出促進法は更に二年延長される見込である。なお公定歩合引上げ後確定利付証券相場が四・三%方低落した。

四、ソ連——第五次五カ年計画の達成と金売却

四日より十二日にわたり党中央委員会総会が開かれたが、同席上ブルガーニン首相は工業の發展、技術および生産組織の改善について重要演説を行い、第五次

五カ年計画(一九五一—一九五五年)の完遂ならびにソ連經濟内部の諸問題点を指摘した。右によれば第五次五カ年計画における工業生産の目標(計画の最終年度である一九五五年において一九五〇年比七〇%増)は本年五月一日現在、すなわち四年四カ月で早期に達成された。特に重工業の發展は目覚しく生産財生産は本年末には一九五〇年比八四%増、工業總生産に占める比重は七〇%以上に達するものと見られている。右報告によれば主要基礎資材の生産は一九五五年末において次の如く上昇する見込である。

	一九五三年	一九五四年	見込	一九六〇年
銑鉄	二百七・五 百万トン	三〇〇・〇 百万トン	三三三・〇 百万トン	五〇〇・〇 百万トン
鉄鋼	三七・八	四〇・八	四五・〇	六〇・〇
石炭	三一八・〇	三四四・〇	三九〇・〇	五〇〇・〇
石油	五三・〇 億キロワット時	五九・五 億キロワット時	七〇・〇 億キロワット時	六〇・〇
電力	一、三二一・〇	一、四六五	一、六六〇	—

(註) 一九五三、五四年はロンドン・エコノミスト誌による。

一九四六年二月故スタールリンは最高會議總選挙に際して第四次五カ年計画(一九四六—一九五〇年)を含む長期計画に言及し、一九六〇年にはソ連の工業生産水準は戦前の三倍に上昇し、年産銑鉄五〇百万トン、鉄鋼六〇百万トン、石炭五〇〇百万トン、石油六〇百万トンに達すべく、このような条件下においてのみソ連は一切の不測の事態から安全を保證されるであろうと声明したが、この目標は現在の増産率からして第六次五カ年計画(一九五六—一九六〇年)の終了以前に達成される見込みであることが明かとなった。電力については現在建設中の水力発電所の発電能力は一九五四年年初のそれを約三倍上廻り、また本年の機械總生産は一九五〇年に比し二倍、戦前一九四〇年に比し四・六倍に達する見込みである。こうした重工業生産の發展により本年の消費財生産は五カ年計画の目標一九五〇年比六五%増に對して七二%増に達するといふ。

農業生産の動向については明かでないが、農業の機械化が進められ、国营農場のトラクター保有台数は一九五四年末の六八四千台から現在では一一四万台を上

廻つており、コンバイン数は同様一八二千台から三五〇千台に増加し、未開墾地の開拓、穀物および畜産物の増産に努力していると伝えられる。

なお二十一日ソ連中央統計局は本年度國民經濟計画上半期実績を発表したが、右によれば工業生産は全体として計画を三%上廻り、前年同期に比すれば一二%の増大である。計画目標を達成しなかつた部門は木材、製紙部門であるが、主要产品別増産率(前年同期比)は鉄鉄一二%、鉄鋼一〇%、石灰一二%、石油一九%、電力一二%、ラジオ二二%、テレビ一〇四%、時計二二%となつており、また食料品についてはソーセージ八%、魚類四%、罐詰二二%、酒類六%である。

さらに、ブルガーニン報告は各經濟部門における機械化、自動化の程度の不十分、また新技術の導入が満足に行われていないこと、各省、企業、党機関等の指導力の欠如等を指摘しているが、このブルガーニン報告に基づき党中央委員会はこれらの欠陥を除去し、國民經濟發展の基礎である重工業、その他經濟部門を發展させるために次の如き方針を決定した。いまその主要点を示せば次の通りである。

(1) 技術の改善

(イ) 生産過程の電化、総合的機械化および自動化、高性能の工作機械の導入、平和的目的のための原子力の使用等により工業各部門の技術改善の速度を急速に高めること。

(ロ) 高性能の工作機械、生産過程の自動化についての學術調査活動の大規模な展開。

(ハ) 各大臣、官庁指導者、企業長は工場の技術的再建、すなわち旧設備を新たな高性能かつ近代的な設備に代替する措置を研究し実施すること。

(ニ) 製鉄業および非鉄金属工業においては生産過程の能率化に関する優秀な企業の経験を広く取り入れること。

(ホ) 石炭工業においては現存機械の利用改善ならびに新鉱山用機械の導入をさらに進めること。

(2) 労働組織の改善および生産性の向上

(イ) 各大臣、官庁指導者、党、組合等は労働組織およびノルマ、賃金の調整、

労働条件等に見られる諸欠陥を除去し労働生産性を引上げ勤労者の実質賃金を高めること。これがため生産過程の総合的機械化および自動化ならびに設備の近代化を広汎に実施すること。

(ロ) 各大臣、官庁および企業指導者、党、組合は労働者の熟練度および技術水準の向上を阻害する諸欠陥を除去すること。

(3) 国家計画の厳守

党中央委員会、共和国閣僚會議、地方党およびソヴェート機関等は企業の生産計画、新技術の導入およびあらゆる經濟指標に関する計画の無条件遂行を保証すること。

(4) 生産力の配置問題

国家計画委員会、國家經濟委員会、各省、官庁等は生産力配置に関する國家計画化を改善し、工業企業の立地改善、工業の原料および燃料生産地への接近、また消費地への接近、東部地域における工業の急速な發展に関する党的指令を指導し、工業企業の大都市集中を制限すること。

(5) 工業に対する党的指導力向上の問題

(イ) 工業に対する指導を強化し、企業活動の改善において具体的成果を収めること、党機関は生産性の向上、新技術の導入、生産方法を革新した者の経験の普及等に関する組織的活動を重視すること。

(ロ) 社会主義競争を新たな段階に引上げること。

右の如くソ連当局は現在の産業上の欠陥を指摘して、工業企業の機械化、自動化、近代化等により工業の一層の發展を企圖しているが、来年から開始される第六次五カ年計画(一九五六—六〇年)においてもこれらの諸点は全分野で実施されるものと見られている。なお第二十回共產党大会は党中央委員会の報告、第六次五カ年計画に関する報告を主要議題として来年二月十四日開催されることとなつたが、ソ連内外政策の今後の方向を明かにするものとして注目されている。

米・英・仏・ソ四カ国巨頭會談を契機とする國際情勢の緊張緩和により東西貿易拡大への氣運が濃化しつつある。巨頭會談におけるソ連ブルガーニン首相の演説においても、國際關係は經濟的連携の強化、特に通商の拡大により改善される



であろうとのべ、ソ連側は数十億ドルに上る東西貿易を促進するための世界経済会議招集の意向を西欧側に通告したと伝えられており、また米国においても最近対共産圏戦略物資の輸出禁止緩和の兆が現われているが、これと関連して注目されるのはソ連の金売却の増大(註)である。これは輸入代金の決済ならびに今後における輸入資金に充当するための外貨獲得の手段と見られているが、今後の動向が注目されている。

(註) ピックス世界通貨情報によれば本年一―六月の金売却額は三九五万オンス、一三八万ドルに上り、一九五三年の三七五万オンス、一三一万ドル、一九五四年の三〇〇万オンス、一〇五万ドルに比し大幅の増加を示している。

なお、ロイター・ギャンペル記者によれば、本年に入ってからソ連がロンドン市場で売却した金は五〇万ドル(一九五三年七五万ドル、一九五四年五〇万ドル)に上ったと伝えている。

予てソ連・オーストリア間に交渉中のオーストリアの対ソ賠償協定は十二日成立を見た。右は去る五月調印を見た国家条約の規定に基づくもので、これによりオーストリアはソ連に対し六カ年にわたり総額一五〇万ドル、毎年二五万ドル相当の物資を引渡すこととなった。ソ連に提供する物資は空気圧搾器、化学機械、鋼板、特殊自動車、石油等であるが、同時にオーストリアはソ連が同国に返還する油田および精油所の代償として年百万トンの石油を今後十年間にわたりソ連に提供することとなった。また今回の交渉では通商支払協定についても検討が加えられ、今後その交渉を継続することに意見の一致を見たが、ソ連・オーストリア間経済関係の緊密化として注目されている。

## 五、アジア諸国

### (一) 一般情勢

アジアにおける緊張緩和のための措置を期待されて開催された米国、英国、仏国およびソ連の各首脳者のジュネーブ巨頭会談は、期待されたものをもたらしなかつたが、その間において醸成された東西間の友好的雰囲気はアジアの国際政局にも影響を及ぼすものと見る向きが多い。その後米国、中共両国大使会談を実現

せしめることとなり、両国大使は八月一日よりジュネーブにおいて両国間に横わっている問題を中心に会談することとなった。

一方、インドのネル首相はアジアにおける懸案解決のため日本、中共をも含めたアジア各国首脳者を中心とする会談を提唱し、周中共総理もこれに賛意を表した。斯かる国際的な動向を按ずるに、冷たい共存から話し合いの共存へと緩慢乍ら移行しつつあるを思わせるのである。然し乍らアジア各国の政情についてみれば、益々複雑な様相を呈している。即ちヴェトナムにおいてはインド、スエーデンおよびカナダ休戦監視委員会委員宿舎に対する住民の暴行が行われ、ラオスにおいては政府軍と共産団体との間に衝突を見た。マレー連邦における第一回の連邦議会議員総選挙において独立推進派が民選議員五二名中五一名と圧倒的な勝利をおさめて同議会の支配権を把握したが、これはシンガポール市議会における独立推進派の優位と相俟つてシンガポールおよびマレー半島における英国の支配から独立せんとする民族意識を強く大きく反映せしめたものとして注目された。

インドネシアにおいては前月来からの政府と軍部の対立は国防相の辞任となり、更らには遂に二十四日内閣の総辞職にまで発展した。

二十八日対外援助支出法案を可決した米国議会は、一九五六年度における対外援助費総額二、七〇三・四百万ドルを支出することに決定した。右援助のうちアジア地域内各国に向けられる分は直接軍隊支持費二六五・七百万ドル、防衛支持費八二六・八百万ドル、技術援助費六六・五百万ドルおよび開発援助費五百万ドルで、同地域全般を対象とする大統領特別基金は一億ドルが計上された。

一方、ホーチミン、ヴェトナム主席は先月来中共・ソ連を歴訪したが、その結果ヴェトナムは中共から八億元、ソ連から四億ルーブルの援助をうることとなった。

域内各国の通商関係についてみれば、新米・比通商協定は米国上院の批准によつて発効し、また一九四九年のポンド切下げ時以降正常な通商関係をもたなかつたインドとパキスタンの新通商協定が十九日調印された。一方ビルマは一日ソ連との間の貿易協定に調印し、米を輸出し、工業施設、機械等を輸入し且つ技術供与を受けることとした。

パキスタン政府及び国際通貨基金当局は三十一日パキスタンルピーの平価切下

げを発表した。右措置は従来のパキスタン平価一ルピー＝純金〇・二六八六〇一グラムを純金〇・一八六六ニグラムとし、一米弗当り三・三〇八五二ルピーを四・七六一九〇ルピー、一英ポンド当り九・二六三八五ルピーを一三・二〇三四五ルピーと切下げたもので、切下率は三〇・五二%である。右切下げによりパキスタンルピーは一九四九年切下げを行ったインドルピーと等価となった。  
東南アジア諸国の主要工業原料輸出商品価格の推移についてみれば、次表の如く、月中ゴムが引続き昂騰をみた外、その他の商品も概して微騰乃至横這いに推

主要輸出商品の域内市場価格推移

品目・市場	数量単位	貨幣単位	一九五三・一二	一九五四・七	一九五四・一二	一九五五・六	一九五五・七
ゴム シンガポール	RSS 一 封 度号	海峽セント	五七・% 三一七・% 三九・%	六八・% 三七一・% 二八	九八・% 三四二・% 三一・%	一一四・% 三六一・% 二七・%	一三九 三七二・% 二六・%
ジュート 東パキスタン	一 ピクル	海峽ドル	一三〇	九八	一三六	一〇四	一〇七・%
綿花 カラチ	パンヂャブ四 F 一 モン ド	ルピー	六一	六八	七四	六九・%	七一・%

一方、米穀輸出価格を見れば、本年ビルマと中共間に締結された貿易協定によれば、トン当りの協定価格は四〇ポンド、またセイロンに対する協定価格改訂値はトン当り四二ポンドとなっている。これは一九五三年末の輸出価格がトン当り六〇ポンド、一九五四年の協定価格概ね五〇ポンドであるのに比して三三%—二〇%の安値となっている。

(二) 中共——第一次五カ年計画の概要、昨年の決算と本年の予算  
(第一次五カ年計画の概要)

五日から開かれた第一期全国人民代表大会第二次会議は、國務院より提出の国民経済發展第一次五カ年計画草案を審議の上、三十日これを採択して閉会した。周知のごとく右第一次五カ年計画に含まれる諸事業はすでに一九五三年より実施に移されていたが、全般的計画の立案が遅れ今回漸く総合的計画としての決定を

移した。即ち前月より顕著な値上りを示しているゴムはソ連の買付を好感して月中さらに騰勢をゆるめず、シンガポール市場の月末価格はRSS一号当限一三九海峽セントと前月末価格を二四%海峽セント上廻つた。右価格は前年同月末に比して約二倍の高値である。錫も需要の堅調に支えられて、引続き上伸し、ジュート、綿花も前月に引続きやや回復したが、コブラは下旬若干下押しした。またロンドンにおける茶の相場は月中不動であつたが(二十九日インド普通茶一封度三三リング四%ペンス)市況はやや好転してきた模様であつた。

みたもので、その概要は次のとおりである。

(1) 建設資金 五カ年中における経済建設と文化教育建設の支出総額は、七六、六四〇百万元(邦貨換算約一、二二、五五〇億円)、このうち基本建設投資が四二、七四〇百万元で五五・八%をしめており、その部門別配分は左のとおりである。

工業 (鉱業を含む)	農業、林業、水利	運輸、通信	貿易、銀行、物資備蓄	文化、教育、衛生	都市公共事業建設	その他
二四、八五〇百万元(五八・二%)	三、二六〇 (七・六%)	八、二一〇 (一九・二%)	一、二八〇 (三・〇%)	三、〇八〇 (七・二%)	一、六〇〇 (三・七%)	四六〇 (一・一%)

(2) 建設単位 限額以上(部門別業種別に定められた投資基準額を超えるもの)云わば一定規模以上のもの)の基本建設単位は全部で一、六〇〇あり、そのうち工業関係がソ連の援助する一五六建設単位を含めて六九四、農業、林業、水利関係二五二、運輸、通信関係二二〇、文化教育、衛生関係一五六、都市公共事業一一八、その他一六〇となつてゐる。このほか限額以下の建設単位は六千余で、このうち工業関係は二、三〇〇である。

右限額以上の建設単位で五カ年以内に建設が完成するものは、工業関係四五

で、その他を併せると一、二七一に上り、限額以下の建設単位は大多数が完工の予定である。

(3) 建設規模

(イ) 工業 第一次五カ年計画は工業建設が中心であり、しかも工業建設の中心はソ連の援助により建設される一五六工業建設単位である。主要品目別にその建設目標、五年間の増加能力および重要計画の内容をみれば左表のとおりである。

建設単位	単位	建設目標(年産)	五年間の増加能力(年産)	重 要 計 画
銑鉄	千トン	五、七五〇	二、八〇〇	鞍山鉄鋼コンビナートは一九六〇年までに四八主要工程を完成、銑鉄二、五〇〇千トン、鋼塊三、二二〇千トン、鋼材二、四八〇千トンとなる。武漢、包頭にも鉄鋼コンビナートの建設が進められる。
鋼塊	千トン	六、一〇〇	二、五三〇	
電力	千キロワット	四、〇六〇	二、〇五〇	五万キロ以上の火力発電所一五の建設が行われる。豊満水电站(改造、増設)は五六万キロに達する。
石炭	千トン	九三、一〇〇	五三、八五〇	撫順、阜新、開灤、淮南等各地に年産百万トン以上の炭坑三一カ所が建設される。
冶金機械、礦山機械	千トン	一九〇	七〇	瀋陽、撫順に重型機械製造工場が建設され、このほか瀋陽、哈爾濱地区に各種機械工業が建設される。
発電設備	千トン	八〇〇	八〇〇	
自動車	千輛	九〇	三〇	長春に作られる第一自動車製造工場は五年内に完成され、この二倍の生産力をもつ第二自動車製造工場も起工される。
トラクター	千輛	一五	一	北京に建設中の第一トラクター製造工場は第二次五カ年計画中に完成され五四馬力のトラクター一万五千台を生産する。
化学肥料	千トン	九一〇	二八〇	
セメント	千トン	三、六〇〇	二、三六〇	
綿紡績	千錠	一、八九〇	一、六五〇	北京、鄭州、石家荘その他西北各地に大規模の紡織工場三九が建設される。
機械紙	千トン	一八六	九五	
機械製砂糖	千トン	五六〇	四二八	東北に四大製糖工場が建設される。

(ロ) 交通運輸 鉄道は蘭州—新疆線、宝鶏—成都線、鷹潭—廈門線、集寧—

二連線を中心とし全長四千キロが新設され、これに複線、改造、引込線などを加えると工事全長一万キロをこえる。自動車道路の建設改修は一万キロ以

上、船舶の増加四〇万トンである。

(ハ) 農業水利 国营機械化農場九一とトラクターステーション一九四が新設され、水利部門においては大型水池一三が建設されるほか黄河の综合利用計

画により三門峽等五カ所に多目的ダムが建設される。

(4) 工業生産 一九五七年における工業総生産額は一九五二年より九八・三%増大する。すなわち年々の増加率は一四・七%である。このうち近代工業の生産は期間中一〇四・一%、すなわち年々一五・三%ずつ増加する。一九五七年における主要工業製品の生産計画高を一九五二年と比較すれば左のとおりである。

鋼塊 発電量 石炭 発電機 電動機 トラクタ セメント 機械紙 綿布 砂糖	単位	一九五二年		一九五七年		増加率(倍)
		数量	増加率	数量	増加率	
鋼塊	千トン	一、三五〇	四、一二〇	一、三〇〇	三・一	
発電量	百万キロワット時	七、二六〇	一五、九〇〇	二、二〇〇	二・二	
石炭	千トン	六三、五三〇	一一三、〇〇〇	一、八〇〇	一・八	
発電機	千キロワット	三〇	二二七	七・六	七・六	
電動機	千キロワット	六四〇	一、〇五〇	一・六	一・六	
トラクタ	千輛	—	四	—	—	
セメント	千トン	二、八六〇	六、〇〇〇	二・一	二・一	
機械紙	千トン	三七〇	六五〇	一・八	一・八	
綿布	千疋	一一一、六三〇	一六三、七二〇	一・五	一・五	
砂糖	千トン	二四九	六八六	二・八	二・八	

(5) 農業生産 農業およびその副業の総生産額は五カ年間に二三・三%すなわち年々四・三%ずつ増大する。主要農産物の一九五七年の計画高と一九五二年に対する増加率は左のとおりである。

食糧 綿花 ジュート、亜麻 煙草 甘蔗 甜菜 油料作物	単位	一九五二年		一九五七年		増加率(倍)
		数量	増加率	数量	増加率	
食糧	千トン	三、八五六億斤(約一九二・八百万トン)	一七・六%			
綿花	千担	三、二七〇万担(約一、六三五千トン)	二五・四%			
ジュート、亜麻	千担	七三〇万担(約三六五千トン)	一九・七%			
煙草	千担	七八〇万担(約三九〇千トン)	七六・六%			
甘蔗	千億斤	二六三億斤(約一三、一五〇千トン)	八五・一%			
甜菜	千百万斤	四、二七〇百万斤(約二、一三五千トン)	三四六・四%			
油料作物	千ヘクタール	栽培面積一一八百万華畝	三七・八%			

右のごとく計画の重点は工業とくに重工業建設に置かれ、ソ連の第一次五カ年計画に比しても重工業投資の比重がより大となつて指摘される。すなわち五カ年中の工業建設投資中、生産財製造工業への投資は八八・八%となつているが、ソ連の第一次五カ年計画ではこの比重は八五・九%であった。このため工業生産の発展率は、ソ連の場合(第一年度一五・六%から最終年度二一・四%)に比し若干下廻つてゐる。しかも国家投資は各種税収、国营企業収入に依存している関係上、工業農業における生産計画の達成は全体の資金計画の成否を左右することは勿論であり、さらにソ連の先蹤によつても、量的成果が獲られたとしても設備の老朽化、原料の劣悪、労働の未熟練等から品質の低下は避け難く、品質の低下は必然一般的な消費物資の欠乏下にあつて、ある種物資における売れ残り現象を招き、この結果国营企業利潤や税収をも減少せしめ財政面へ悪影響を波及させることも懸念され、かかる場合、もし建設用資金を切り詰めるを得なくなれば、消費財製造工業の建設計画が切り捨てられるか、あるいは工業以外の部門の建設計画が犠牲とされるものと考えられる。また建設資材の相当部分は輸入にまたねばならないが、その輸入を確保するためには輸出計画の達成が必要であり、輸出品の大部分が農産物である現状から推して、過去二年間の天災による農業増産計画の齟齬は輸出に響き、ひいては資材の輸入面にかかりの影響を及ぼしているものと思われ、今後の三年間に不作が発生するにおいては計画が削減を余儀なくされる事態も予想されよう。このほか計画の前途には技術要員の養成という緊急かつ困難な問題も横たわつてゐるが、中共の首脳部がこれら多大の危険や困難を十分理解し予想しながらも、右のような極めて野心的な計画の実行を決意したについては、計画の推進につき共産諸国とくにソ連の強力な支援が期待されるからには可成りである。

(昨年の決算と本年の予算)

一九五四年の国家決算と一九五五年の国家予算案は第一次五カ年計画草案と同様第一期全国人民代表大会第二次会議に提出され、承認を受けた。その内訳は次表のとおりである。

左にみられるごとく一九五四年は年間の純収入のみで支出を一、六〇四百万円

方超過し、一九五三年の繰越を加えると六、一一三百万円の歳入超過となつてい  
る(ただしこのうちから地方財政に対する交付、国家銀行からの借入に対する返済  
等が行われたため、実際に一九五五年へ繰越された金額は三、一四二百万円に止  
まつた)。また、一九五五年においても前年よりの繰越によつて一、四五六百万

元の歳入超過とされているが、年間の純収支はむしろ一、六八七百万円の赤字で  
あつて、歳入中には経済建設公債(総額六億元)の発行も含まれているので、実質  
的な赤字はさらに大きい。のみならず従来の繰越額は実質的には取立不能の税収  
などがほとんどであるともみられている。

(単位 百万円)

歳入	一九五四年決算		一九五五年		前年比増減(%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
歳入	一三、二一八	五〇・三八	一三、七八〇	四九・一三	四・二六
租税収入	(八、九七一)	(三四・一五)	(二〇、〇〇〇)	(三五・六五)	(-)
内工商業	(三、二七七)	(一二・四八)	(二、八〇〇)	(九・九八)	一四・五五
農業	九、九六一	三七・九七	一一、一一五	三九・六三	一一・五九
国営企業収入	三、〇五七	一一・六五	三、一五三	一一・二四	三・一四
その他収入	二六、二三六	一〇〇・〇〇	二八、〇四九	一〇〇・〇〇	六・五五
純収入	四、五〇九		三、一四二		
前年度繰越	三〇、七四五		三一、一九二		
歳出	一一、三五八	五〇・一七	一四、一八八	四七・七二	一四・八一
経済建設費	三、四六〇	一四・〇五	三、八五〇	一二・九五	一一・二八
社会文教費	五、八一三	二三・六〇	七、一九三	二四・一九	二三・七三
国防費	二、一六二	八・七八	二、二四一	七・五四	三・六五
行政管理費	八三八	三・四〇	一、二四五	四・一八	四八・五六
その他支出			一、〇一七		
総計	二四、六三二	一〇〇・〇〇	二九、七三六	一〇〇・〇〇	二〇・七二
差引歳入超過	六、一一三		一、四五六		

(註) 一九五五年の予算は邦貨に換算して、歳入四五、八一四億円、歳出四三、六六五億円となる。

いま昨年の決算と本年の予算について注目される特徴をみると、まず歳入面に  
おいては社会主義的企業形態から納入される部分が依然として増加傾向を示し、

しかも圧倒的比率を占めるにいたつたことが指摘される。すなわち国営企業、協  
同組合営企業および公私合営企業の納入部分は一九五四年が七〇・五五%、一九

五五年が七六・一五%を示し、一九五〇年以降次表のごとき増大傾向を辿つており、農民、私営工商業よりの納入部分は顕著な減少を示している。すなわち歳入の企業形態別納入比率を示せば左表のごとくである。

年	国営企業		協同組合		公私立企業		農	民	私営工商業	その他
	国営企業	協同組合	公私立企業	公私立企業						
一九五〇年	三四・〇八				二九・六三	三三・九二			三・三七	
一九五一年	四九・三五				一八・一七	二八・六六			三・八二	
一九五二年	五七・九八		一・〇八		一六・〇〇	二二・一九			二・七〇	
一九五三年	六二・六〇		二・四八		一三・四八	一七・〇二			三・一九	
一九五四年	六五・二四		三・六五		一四・二三	一三・二四			一・九八	
一九五五年	六九・四七		四・七七		一一・七六	一〇・七〇			一・三二	

他方歳出面においては経済建設費の急増がみられる。すなわち一九五〇年以降につき歳出総額に対する経済建設費の比率ならびにその金額を比較すれば左表のとおりである。

年	歳出中の比率(%)	金額(百万円)
一九五〇年	二五・四九	一、七三五
一九五一年	二九・五〇	三、五一一
一九五二年	四五・四三	七、六二六
一九五三年	四〇・三三	八、六四三
一九五四年	五〇・一七	一一、三五八
一九五五年	四七・七二	一四、一八八

なお本年の経済建設費の部門別配分をみれば、工業部門が、六、三八八百万円で四五・〇%をしめ、昨年より一一・三二%方増加を示しており、このうち重工業方面への投資が八九・二%といわれ、第一次五年計画の重工業優先主義を反映している。工業部門については商業、食糧、貿易部門の二〇・〇%が大きく、以下交通、運輸部門の一五・一二%、農業水利部門九・二五%の順となっている。

歳出面におけるいま一つの特色は国防費の増大で、朝鮮戦線から大量の復員が

行われているに拘らず、昨年の決算は当初予算より一〇・三八%膨脹し、本年の予算はそれより約二三%の上昇を示している。これは国家の建設を保障し、かつ台湾を解放するものであると説明されているが、今回兵役法(全国人民代表大会第二次会議で可決された)が制定され、徴兵制が実施されることになったこととともに軍の近代化促進を図っているためとみられる。

(三) インドネシア——貿易及び為替管理新措置の実施

インドネシアにおいては外貨事情が最近稍々好転を示している一方、通貨の膨脹傾向が著しく、物価騰貴は大衆の生活を脅かすまでに至っていると伝えられているが、政府はこの事態の改善に資する等のために最近相次いで次の如き貿易及び為替管理上の新措置を実施している。

(1) 私的保有外貨使用に関する新規則

インドネシアにおいては、輸出業者は輸出を行つた場合、海外における支店、出張所等の経費に充てるとの名目で、輸出価格の二%程度のコミッションを認められており、一部業者は相当額の外貨を海外において保有していると伝えられていた。

これに因りて経済省は右の私的保有外貨を用いて資本財等の必要な物資を輸入することを認めると共に、右外貨を用いて自己消費以外の輸入を行う場合には、ルピア貨により輸入代金相当額を申請と同時にインドネシア銀行に払込ませて、輸入物資の到着までこれを凍結することとした。右規則は七月十日から実施されるが、その概要は次の如くである。

- (a) 原則として輸入される物資は①資本財、②繊維品、③化学及び医薬品、④金属製品及び建築原料、⑤自動車、⑥以前にインデューズメント物資に属していて商工局長により指定された物資等に限定される。

- (b) 今回発給される輸入許可書によつて業者は転売禁止の自己消費物資又は転売用物資の何れでも買付けることが出来る。

- (c) 転売のため輸入せんとする業者は、①海外での商品買付に要する外貨相当額のルピア貨をインドネシア銀行に前払すること、②乗用車又はその他の費
- 沢品の場合には、申請者は余剰利潤に関する税(例えば米国車は一台毎に六

○千ルピア、歐洲車は一台毎に二千五ルピアを支払うこと、③統制品についてはその統制規則に従うこと、等を遵守せねばならない。

なお六月二七日付タイムズ・オブ・インドネシア紙によれば、右申請は現在既に五〇万ルピアに達している模様である。

## (2) 外国企業の利潤送金に関する新規則

政府は外国資本の海外への利潤送金を抑制すると共に利潤の再投資を行わしめる目的を以て、既に昨年度大統領令により貿易外送金に対して制限を課してきたが、最近大蔵省は外国投資家に対して一九五四年の純利潤の四〇%を「回章C第三三五号に基づく利潤預託」勘定に預託することを条件として、他の六〇%の本国送金を認める規則を発表した。

七月一九日付タイムズ・オブ・インドネシア紙によれば、右規則の発表はインドネシアに投資しているオランダ及び英国企業の間にも多くの反響を捲起し、彼等は「この規則はインドネシアから外資を追放せんとする企図を表わすものである」とし、又或る者は「この規則は出来るだけ多くの外資を導入せんとしている政府の意向に反するばかりでなく、インドネシアは経験に富んだ外国専門家を失うであらう」と批判している。

又同紙によれば、右の反響に対してオンエンデー蔵相は「この規則が発表される以前に外国企業から要請された点は考慮しており、預託された四〇%の純利潤はインドネシアにおける外国企業の復興のために使用されるので、復興によつて関係企業はその生産を増加させることが出来、同時にインドネシアはその外貨事情の強化をもたらす輸出を増加させることが出来よう」と述べ、政府がインドネシアから外国資本を排除する意思は毛頭ない点を力説した。

なお蔵相は外資導入について「現在外資法が懸案となつてゐるため、新規外資の導入に関する条件等は個々に政府と当該企業の双方の利益となるように決定されよう」と語つた。

## (3) 暫定輸入証制度の採用

六月二一日経済省は現在多くの輸入商品の国内自由市場における価格が公定価格を遙かに上廻つてゐるところから、各輸入業者をして輸入品の種類に従ひ、

C & F 価格に対する一定率の賦課金の納入を証明した関係銀行の暫定輸入証(Bukti Impor Sementara—BIS)を、輸入品の到着前に提出せしめることにより、その余剰利益を政府に吸上げることを選定した。

右措置は浮動資金を吸上げてインフレの進行を抑えるのを目的としているが、重要生産部門と民生の必需物資がこの影響を受けるのを避けるため、私的外貨による輸入品及び輸入商品分類のA及びB品目表中の技術用資材、医薬品等、相当種類の品目をその適用から除外している。経済省及び大蔵省の一九五三年一月二二日付共同発表と通貨審議会の本年七月一四日付発表に述べられている各商品グループに対するBISによる支払率は次の如くである。

- 1 A 品目表の資本財 二五%
- 2 A シ その他商品 五〇%
- 3 B I シ 各品目 五〇%
- 4 B II シ シ 七五%
- 5 C シ シ 一〇〇%

七月二五日付タイムズ・オブ・インドネシア紙によれば、「BIS制度の採用により価格は上昇するとみられていたところ、先週の市場にその心配が全くなかつたことについて、業界筋では新制度について余り知られていないのがその原因と見ており、全般に今後の成行を注目している」が、一部には「この制度が貨幣価値を強化するに役立つと云うことは理論的には正しいが、実際にはその逆となるであろうことは、以前の輸入制限、輸入保証金制度(Tambahan Pembayaran Impor—TPI) 繊維輸入証規則(Bukti Impor Tekstil—BIT)等によつて実証されている」としてその効果を疑問視する向もあると伝えている。

## (四) マレー——最近のゴム事情と世界銀行調査団の報告

(最近のゴム事情)  
昨年下期から上昇傾向にあつたシンガポールのゴム価格は、七月一日遂に一号RSS現物一ポンド当り一一九海峽セントと一九五三年一月以来の高値を示したが、八日には米国の戦略用備蓄ゴム二〇〇千トンの放出要請の報を入れて、七海峽セントと大幅の暴落を演じた。しかしその後米政府当局が右備蓄ゴムの放出を

行わない旨発表したため再び騰勢に転じ、月末には一三九海峽セントと朝鮮動乱勃発当時の価格にまで達し、一般に今後も需給の堅調が持続されるものとして続騰すると見られている。ゴム価格が高騰した原因については、米国及び西欧諸国の景気上昇、英国及びシンガポールの港湾スト、米国人造ゴム工場の民間への払下等があるが、特に注目されているのは、未確認情報ではあるが、約三年間買付を殆んど停止していたソ連が五月頃より買付を再開したことによるものと見られている。即ち、従来年間八万トン程度買付けていたソ連が、最近のシンガポールの政庁統計によればシンガポールからの直接買付については、一九五一年の七一、四九七トンから一九五二年には一一、一二五トン、一九五三年には四、五三九トンと逐年減少を続け、一九五四年以降本年四月まで全く買付を行っていないかつた。

本年上半期のマレーのゴム輸出は四九二、七四七トンで前年同期に比して三五、九九五トンの増加を示した。主要輸出先別に見れば次表の如く米国が一〇二千トンで第一位を占め、前年同期に比して約一五千トン増加しているが、その増加分の殆ど全部がラテックスの増加によるものであり、今回の価格高騰の特徴が一般に高級ゴムを中心に上昇したものであることを示す一因として注目されている。

主要輸出先	一九五五年	一九五四年	増又は減 (△)
	上半期	上半期	
米 国	一〇二、四〇八	八七、六四一	一四、七六七
英 本 国	九七、七一〇	九五、八三五	一、八七五
フ ラ ン ス	四九、八四五	四二、二八七	七、五五八
西 独	四二、〇四二	三一、八三八	一〇、二〇四
日 本	三五、七一五	三三、八二〇	一、八九五
アルゼンチン	一五、〇一七	一〇、五一四	四、五〇三
イ ン ド	三、二二三	六二六	二、六〇七
オーストラリア	二一、六四三	二二、〇四〇	三九七
東欧諸国(註)	一一、〇三〇	七、五八六	五、五五六

(単位 トン)

(註) ブルガリア、チエコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア。

なおゴム価格の上昇はマレー連邦財政に好影響を与えている。即ち七月九日付ストレイト・タイムズ紙によれば、「ゴム輸出税はゴム価格の上昇にスライドされているため、ゴム価格の高騰に伴って税収は五月の八・四百万海峽ドルから六月には一三・四百万海峽ドルとなり、五百万海峽ドルの増収をもたらしている。若し今後も騰勢が続けば一四八百万海峽ドルと推定されている連邦予算の赤字も一〇〇百万海峽ドル以下とすることが出来よう」と伝えている。又「ゴム・ブームはゴムに対するインフレ防止税の徴収を発動させ、六月の第四週からその支払が行われているが、今までに約百万海峽ドルが準備基金に払込まれている」と伝えている。

(世界銀行調査団の報告)

マレー連邦、シンガポール及び英本国政府の要請によつて、昨年四カ月に亘つて世界銀行調査団がマレー及びシンガポール経済の調査に当たっていたが、六月二六日マレーの経済的及び社会的発展のための方法を勧告した報告書の一部を発表した。

同報告は全般にマレー経済の将来について比較的楽観しており、マレーのゴムは人造ゴムに十分対抗することが出来るし、マレー経済は引き続き発展を遂げるであろうと述べ、更に一九五五―一九五九年度の五カ年間にマレー連邦に対しては七五五百万海峽ドル、シンガポール政庁に対しては六一〇百万海峽ドルを夫々開発のため支出するよう勧告している。

六月二七日付ストレイト・タイムズ紙によれば、同報告がマレー連邦の発展について最も重点をおいたのはゴム樹の植換問題であり、勧告された支出のうちで単一の最大費目はゴム農園及び小規模の栽培業者に対する援助であるが、人造ゴムとの競争に耐え、ゴム産業をマレー経済において永遠に現在の重要性をもつ地位におかんとするには、高率生産種による植換に特に留意すべきであると述べている。又特にマレー連邦に対しては、①ポルト・スウエテンハムのドックの改良、②ペナンにおける渡船場及び船運搬の改善、③上下水設備の改善、④土地測量、⑤パーム油及びココア産業の拡大方策の研究、⑥農業技術者の養成、⑦地質調査、⑧農業地区への支線道路の建設等を勧告し、シンガポール政庁に対して



は、①低家賃の住宅建設に最大投資を行うこと、②今後五、六年以内に小学生の人口が五〇%増加すると思われるため、公立学校へ多額の投資を行うこと、③電気、ガス、水道、下水、電信、街路、及び市場を含む公共施設の改善、④職業訓練のためのシンガポール工芸研究所の設立、⑤港内に更に深い錨地を建設する政庁計画の承認等を勧告している。又同調査団は前記諸計画を賄うために全般に個人所得税を引上げ、中央及び地方政府の税収を増加し、政府の準備金を減ずべきであること等を勧告しているが、この点に関してマレー連邦のゴム栽培業者及び鉱山業者が開発計画を賄うためにこれ以上税金が増加することに反対しているのに対し、シンガポールの貿易及び工業界の有力筋が発展のためには増税もやむをえないとして賛成している点が注目されている。

(四) ビルマ——米穀輸出状況と輸入抑制対策及び財政事情

(1) 貿易状況(米穀輸出状況と輸入抑制対策)

ビルマ政府は協定貿易により米穀輸出市場の確保開拓に努めた結果、インド及び日本に対する輸出は極めて順調な伸長を示して一九五四年の米穀輸出実績は一、五四〇千トンと前年のそれを五割方上廻つた。一方タイの同年における米穀輸出は日本、マレー及び香港の三大主要輸出处場が何れも前年実績を下廻り、その結果輸出総量は一、〇〇四千トンと前年比二三%方の減少を見たのに対し、対照的である。両者の輸出先についてはビルマはインド及びセイロンを、タイはマレー及び香港を夫々殆ど独占していることに変わりなく、唯々日本においてビルマ、インドネシアにおいてタイの進出が若干見られたのに止まり、結局インドの備蓄米輸入がビルマの輸出を著増せしめた反面、タイの輸出は主要輸出处の輸入需要減退に阻まれたものと見られ、特にビルマがタイの市場を蚕食したとは考えられない。

ビルマの国別米穀輸出実績

日	イ	本	(参考) タイの国別米穀輸出実績		
			一九五四年	一九五三年	一九五二年
六三六	一五〇	三三三	三三三	四七六	四
三〇九	一九二	三三三	三三三	四七六	四

(単位 千トン)

セ	イ	ロ	ン	イ	ン	ド	ネ	シ	ア	マ	レ	香	ポ	ン	フ	イ	リ	ピ	ン	そ	の	計	
一七五	一四〇	二九	一三二	一五〇	一九七	七八	四九	二二五	一一五	二三五	一一五	二三五	一一五	二三五	二五二	一七	一七	一七	二三五	一一五	二三五	一一五	二三五
一、五四〇	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七	一、〇二七

(注) ビルマのその他向輸出実績には香港及びフィリピン向輸出が含まれている。

かくの如き米穀輸出品の増加にも拘らず、その国際価格の下落から(一九五三年末の輸出価格トントン当り六〇ポンド、一九五四年の協定価格は概ね五〇ポンド)この間の米穀輸出収入額は九一七百万チャツと前年比僅々一八%増加したに過ぎず、反面輸入は開発計画の進展を反映して金属及び機械が著増した外、消費財も前年の高水準を維持し、更には対英印債務決済、石油合弁企業出資等臨時の貿易外支払も加つたため、同年の国際収支は一九五二年二六六百万チャツ、一九五三年九一百万チャツの各受超から一転四二五百万チャツの払超を示すこととなり、外貨保有高も一九五四年末には六七八百万チャツとピーク時一九五三年六月の一、二六九百万チャツの約半ばを過ぎに過ぎなくなった。

一九五四年のビルマ国際収支実績

( ) 内前年実績、単位百万チャツ

受	取	支	払	差	引
輸出	九六(一、三九)	輸	一、〇九七	九五(一、〇九七)	(一) 二〇八
民間輸出	二七五(三〇)	OG	五五五(五三)	二八〇(二〇三)	(一) 二〇八
政府輸出	七四(四九)	L	三三三(三三)	三九六(三五)	(一) 二〇八
貿易外	五九(八〇)	計	一、四九三(一、四九三)	(一) 三三七(一、二七六)	(一) 二〇八
計	一、〇六八(一、二九九)	貿易外	三九六(三五)	(一) 三三七(一、二七六)	(一) 二〇八
		計	一、四九三(一、四九三)	(一) 三三七(一、二七六)	(一) 二〇八

(註) インドに対する米穀輸代金中トントン当り一三ポンドは対印債務決済に充当されることとなっているので、右表においては純手取額のみを輸出代金に計上している。

同国政府は更年後も共産圏諸国に対し、米穀と資本財とのバーターを内容とする貿易協定の締結に努めつつあつたが、一日ソ連との間に大要以下の如き貿易協定の成立を見た。それによれば有効期間は三年、ビルマは米穀その他の原始生産物(第一年度の米穀輸出量は一五〇—二〇〇千トン)を、ソ連は工業施設その他の機械類を輸出することとし、この外相互に最惠国待遇を供与すること、ビルマの必要とする技術者を提供すること等を規定している。インド向米穀輸出契約総量九〇〇千トン中既に昨年中に六三六千トンが積出され、本年繰越分は二五四千トンを残すに過ぎず、従つて本年のインド向輸出は二八二千トンの減少が予定されるわけであるが、既に昨年末中共との間に年間一五〇千トンの販売協定が成立しているので、今次ソ連向輸出の決定により本年の米穀輸出量は略々昨年の水準を確保しうるものと見られ、現に本年初来四月迄の輸出実績も六四九千トンと前年同期を二五%方上廻つてゐる。しかしながら同国の本年米穀輸出余力は約二百万トンと云われ、なお一層の輸出促進が望まれているが、フアー・イースタン・エコノミック・レヴィユー紙の伝える本年の米穀国際需給見透しによれば、輸出国の輸出余力は六、〇九〇千トンに達するのに対し、輸入国の需要は三、七七〇千トンに過ぎないことから、同国輸出のこれ以上の伸長はまず見込薄と見るの外はない。更に価格面においては中共向についてはトン当り四〇ポンドの安値を了承した外、セイロン向についても既定の同四八ポンドを四二ポンドに値下げすることを余儀なくされ、しかも米穀協定においては通例他国向の値下げが自動的に採用される旨規定されている関係上、その他の諸国についても略々この価格が適用されることと見られ、そのため、輸出量は特に減少を来さない場合においても、米穀輸出に基く外貨収入は昨年比し一五%方の減少を免れないものと見られる。

他方輸入については昨年に引き続き膨脹傾向草らず、外貨保有高は三月末現在六一〇百万チャツと昨年末比更に一割方の減少を示し、同月政府は輸入許可の半額使用停止を発表、それに伴うOGL輸入申請の殺到、同制度の一次的停止等の混乱を招くに至つたことは既報(海外經濟事情三月中参照)の通りであるが、その後政府は輸入抑制のため左の如き措置を講じた。

(イ) 四月政府は蔵相を委員長、企画相、貿易相及び連邦銀行総裁を委員とする外国為替管理委員会(Foreign Exchange Control Board)を設置し、政府諸機関の契約で外貨支払を必要とするものは悉く同委員会の承認を要し、又貿易省の作成した輸入計画についても同委員会は各商品に対する外貨割当額が適当か否か、同計画が外貨政策に一致しているか否かにつき審査することとなつた。

(ロ) 従来政府諸機関は直接その所要物資を輸入し、唯々一部日常商品についてはのみ中央調達局(Central Store Board)がその調達に當つて来たが、五月同局を中央購買局(Central Purchasing Board)と改称すると共に、その機能を強化し、同局が全政府機関所要物資を一括輸入することに改めた。

(ハ) 貿易省は工業用物資の輸入規制のため需要者である製造業者登録制を採ることを決定、四月初の告示により、工業用原材料及び機械の輸入は貿易省に登録された製造業者に限りこれを認めること、右登録申請手続は工業省を経由してこれを行うこと及び原材料については一月及び七月に各半年分の輸入許可が発給されること等を発表した。

(ニ) 更に最近には政府は外貨流出防止のため、所要物資の輸入についてまず日本の賠償を極力活用することとし、次いでバーター方式による輸入に重点を置き、両者によつて入手できない物資についてのみ右以外の方式によつて買付けの方針を決定し、既に締結された諸契約についても右方針に沿わないものは解約を企図していると伝えられるに至つた。

この外政府は前月九日民間外資を歓迎する旨の声明を発表、投資を希望する業種として工業については農具、肥料等四七、鉱業については錫等二〇、サービス業についてはホテル、観光の二を挙げて外国企業の協力を求めた。

(2) 財政状況(財政建直しのための開発計画再検討の動き)

しかしながら同国の国際収支悪化の根本的原因は經濟開發の負担に基く財政赤字に存するとなされ、前記の如き輸入抑制策も財政面の対策を伴わない限り大きな成果を期待しえないとの見方が強い。即ち、昨年十月に終つた一九五三—五四年度の連邦政府暫定決算は一応一七六百万チャツの黒字とされているが、借入金三

入三百万チャツ中政府企業からの一時借入は二〇七百万チャツで、差引一七六百万チャツは連邦銀行及び民間からの借入に依存しているので、実質的には辛くも収支均衡を保つたに過ぎないこととなる。更に、この外右計数には対印英債務決済(予算額一八四百万チャツ)を首め多くの未計上経費を残すことを考慮すれば、同年度の財政はかなり大幅の赤字となつたもの如く、政府余裕金の食潰しを以て賄い切れず(連邦銀行の政府預金の年度間減少三六三百万チャツ、年度末残高は一四四百万チャツ)連邦銀行の援助をも必要とするに至つた(連邦銀行の国債保有高は年度間一四〇百万チャツを増加して、年度末残高は二九一百万チャツに達した)。歳出中三三%を占める開発支出は必然的に資本財の輸入を増嵩せしめ、又財政拮据から発生した新規購買力は消費財の有効需要をも増加せしめることになつたわけで、この間同国にインフレ傾向が見られなかつたのは偏りに輸入の増加

ビルマ連邦政府財政状況

	一九五三—五四年度予算	同 暫 定 決 算	一九五四—五五年度予算
歳 入	一、〇九四 (一〇〇%)	一、三八九 (一〇〇%)	一、一一八 (一〇〇%)
内 政府企業の復興納付金	四七八 (四四%)	四五〇 (三二%)	五一九 (四六%)
税 金	四一八 (三八%)	四四〇 (三二%)	四六七 (四一%)
借 入 金	一一 (一%)	三八三 (二八%)	—
歳 出	一、四九七 (一〇〇%)	一、二二三 (一〇〇%)	一、四四二 (一〇〇%)
内 経 済 開 発 費	四三三 (二九%)	四〇三 (三三%)	四一七 (二八%)
国 防 費	三六〇 (二四%)	三三〇 (二七%)	四〇〇 (二八%)
行 政 費	一三五 (九%)	一四九 (一二%)	一五一 (一一%)
社 会 福 祉 費	一九二 (一三%)	一〇四 (九%)	一五七 (一一%)
差 引	(-) 四〇三	(+) 一七六	(-) 三二四

と食糧品価格の低下によつて支えられたことによるが多かつた。更に本年度予算においても三二四百万チャツの赤字が予定され、反面政府余裕金は前年度末既に殆ど底を衝いたため、連邦銀行の国債保有高は年度替り以降半年間に、一六百万チャツを増加し、三月末には四五二百万チャツに達した。茲において政府は五月経済開発計画を資金面と睨み合せて再検討し、且各計画間の優先順位を決定するため、内閣内に調整委員会(Co-ordination Board)を設け、国防相を委員長、貿易相、蔵相及び工業相を委員に任命したが、最近の新聞報道によれば同委員会は現在実施中の計画に対する本年度予算中一八〇百万チャツの削減を決定したと伝えられ、政府がある程度経済開発を犠牲として財政建直しに乗り出すに至つたものとして注目される。

( ) 内百分比、単位百万チャツ

(六) インド—第二次五カ年計画の暫定案と最近の国民所得

(第二次五カ年計画の暫定案)

明年四月より開始される第二次五カ年計画については、昨年来計画委員会が中心となつて種々検討を重ねてきたが、本年三月に発表されたP・C・マハラノビス教授の「第二次五カ年計画策定のための勧告案」及びインド商工会議所連合の「第

二次五カ年計画に関する覚書」等各界の計画家をも参考として此の程、計画委員会と大蔵省は共同で十一月迄に作成を予定されている最終案の基礎となると見られる第二次五カ年計画の「暫定案」(The Second Five Year Plan, A Tentative Framework)を作成発表した。

右暫定案によれば、第一次五カ年計画が、朝鮮動乱によるインフレの圧力、食

経済情勢調査(その三)

糧不足等から農業生産の増強を中心とした開発計画であつたと云い得るものであるのに対し、第二次五カ年計画は農業生産の飛躍的伸長等インド最近の経済情勢をも反映して鉄鋼、肥料、セメント等の基幹産業の拡張による工業化の促進を図した大規模な開発計画を予定し、ために公共部門の開発支出を四三〇億ルピーと第一次五カ年計画(二二四・八億ルピー)の二倍近くを見込んでいる上に、第一次五カ年計画では特に計上していなかつた民間部門の投資額を二二〇億ルピー予定していること等が注目される。

今回の暫定案による開発計画の概要を示せば次の通りである。

(イ) 生産目標

計画終了年度(一九六〇—六一年度)における生産目標並びに五カ年間の増加率を主なる業種につき見ると左の如く、総じて鉄工業の生産増加を強く企図していることが窺われる。

業種別	計画終了年度生産目標	増加率(%)
肥料	一八〇万吨	三五〇
煉物用鉄	五六〇	三〇〇
内窓	二〇〇	一〇〇
燐素	五〇〇	二八五
鋼	一、三〇〇	二二五
鉄	一、〇〇〇	一〇八
セメ	一〇〇万台	一〇〇
自転	六〇〇万KWH	七一
電力	六、〇〇〇万吨	六二
石炭	二一〇	五〇
砂糖	五八〇万俵	三八
綿花	五五億ヤード	一〇

(ロ) 投資計画

前記生産目標を達成するためには投資総額五六〇億ルピー(内訳公共部門三

四〇億ルピー、民間部門二二〇億ルピー)が必要であると認め、これを左の如く配分することを予定している。

部門別	(億ルピー)	(全体に占める割合)
農業及び村落開発	九五	一七・一%
電力	五〇	八・九%
運輸及び通信	九〇	一六・一%
鉄工業	一四〇	二五・〇%
公共建設	一三五	二四・〇%
在庫その他	五〇	八・九%
計	五六〇	一〇〇・〇%

右のような投資計画に対し、第一次五カ年計画は公共部門における開発支出(投資、経常両支出計二二四・八億ルピー)のみを計上しているため、金額面の比較をなし得ないが、第一次五カ年計画に対応する今回の暫定案による公共部門の開発支出を推定すれば約四三〇億ルピー(内訳投資支出三三〇億ルピー、経常支出九〇億ルピー)と約倍増が見込まれており、これを部門別に比較すれば左の如く、全体に占める割合において農業関係の部門が今回の暫定案では三三%と現行五カ年計画の四四%に比し可成りの低下となつているのに対し、鉄工業部門が暫定案では二六%と現行五カ年計画の八%に比し大幅の増加となつており、この部門に対する開発のウエイトが極めて大きくなつて注目が注目せられる。

(単位 億ルピー)

部門別	第二次五カ年計画(暫定案)		第一次五カ年計画	
	金額	%	金額	%
農業、村落開発、電力	一四〇	三三	九九	四四
運輸及び通信	九五	二二	五三・六	二四
鉄工業	一〇	二六	一七・八	八
公共建設	七五	一七	五四・四	二四

在庫	100	111	111	100
その他	4300	1000	2248	1000

イ) 資金調達計画

前記五六〇億ルピーの投資を遂行するためには計画最終年度の国民所得(約一、三七〇億ルピー見込)に対する投資率を一一％(計画開始前の一九五五—五六年度見込六・七五％)に迄引上げることが必要となるが、封鎖の解除及び米国、コロンボ・プラン等の外国援助を六五億ルピーと見込んで、国内貯蓄を四九五億ルピー確保することが要請され、ために最終年度の貯蓄率を一〇％(一九五五—五六年度見込六％)に迄増加する必要があるとされている。このような大幅の貯蓄を実現するためには、特に財政当局が小額貯蓄等貯蓄増強を強力に推進する一方、税制面では税制調査委員会の勧告を容れて高額所得に対する一層の高率課税等の増税措置を採ることが必要と見られているが、結局公共部門では五カ年間一〇〇億ルピー程度の赤字財政に依存せざるを得ないものと予想せられている。

このように第二次五カ年計画は公共部門の開発支出に対し二七・九％程度に迫る赤字財政を予想し乍ら工業化等を企図した野心的な開発を推進せんとしており、この結果インドの国民所得は五カ年間に二五％以上増加する一方、雇傭面では約一二百万人の失業を救済し得るものと関係当局では見込んでいる。何れにしてもかかる大規模の計画を円滑に実施し得るか否かは一に予定した開発資金の順調なる調達如何に懸つていと言え、この点に關し現在インド国内では第一次五カ年計画の経験等から種々論議されており、インデアン・フアイナンス誌(六月四日号)の如きは官民が一致して適切な努力と強固な意思を以つてすれば充分調達可能との見透しをたて、従つて赤字財政は計画の線事で事足りるであろうと指摘している。これに対してシエノイ教授(アメダバッドのグジャラット大学)を代表とする一部学者筋では、貯蓄率を計画最終年度の一〇％に迄引上げることが現在の低い貯蓄率並びに政府の所得不平等を解消せ

んとする今後の政策等から見て極めて困難であるとし、このため予定された開発計画を実施せんとすればインフレの危険を伴う大きな赤字財政を余儀なくされる可能性があることを警告している。

(最近の国民所得)

インド政府の中央統計所(所長マハラノビス教授)は、先般一九五三—五四年度の国民所得を暫定的に推計発表したが、これによれば同年度の国民所得は名目所得が一、〇六〇億ルピー、実質(一九四八—四九年度価格)所得が九九五億ルピーと見込まれ、対前年度比増加率において夫々七・五％(前年度一・三％減)、四・五％(前年度三・九％増)と何れも順調なる伸長を示し、ために一人当り実質所得も二六六・五ルピーと前年度に比し三・三％の大幅増加となつている。

(単位 億ルピー)

名目国民所得 実質国民所得 (一九四八—四九年度価格) 一人当り実質所得(ルピー)	一九五〇— 五一年度	一九五二— 五三年度	一九五三— 五四年度	一九五三— 五四年度
		九五三 八八五	九九九 九一六	九八六 九五二
	二四六・三	二五一・七	二五八・一	二六六・五

このように一九五三—五四年度のインド国民所得が顕著な増加となつたのは、順調なモンスーンによる食糧生産の増加以外に、同年度が第一次五カ年計画の第三年度目に当たるため開発支出が三、三六七百万ルピーと一九五二—五三年度の二、五六七百万ルピー、一九五三—五四年度の二、六六七百万ルピーに比し著しく進展し、その効果が現われたためと見られており、この結果、一九五三—五四年度の部門別名目国民所得は左の如く前年度に比し各部門共総じて増加しているが、特に農業部門の所得増加が著しく、ために各部門別所得の構成割合において農業部門は五〇・九％と前年度(四八・六％)に比し二・三％の増加を示し、右以外の部門は一般に若干の低下を示している。

農 業 部 門 鉱 工 業 部 門 商 業、運 輸、通 信 部 門 そ の 他 計	一九五二〜五三年度		一九五三〜五四年度	
		四七九	四八・六 <sup>(%)</sup>	五四〇
	一七六	一七・八	一八〇	一七・〇
	一七八	一八・〇	一八〇	一七・〇
	一五三	一五・六	一六〇	一五・一
	九八六	一〇〇・〇	一、〇六〇	一〇〇・〇

かくて五カ年計画が開始された一九五二〜五三年度以降三カ年間の名目国民所得は一一・二%の増加となるが、五カ年計画の残された二年間の所得増加につき計画委員会は約四〇億ルピーの増と予想している。計画最終年度の一九五五〜五六年度における名目国民所得は一、一〇〇億ルピーに達する見込で、結局五カ年間の所得増加率は第一次五カ年計画の予想(約一一%)を上廻つて一五%程度に達するものと見られている。

(七) パキスタン——農業金融拡充措置と委託輸入制度の新設

(農業金融の拡充措置)

パキスタン経済に占める農業の地位は、同国の輸出商品の殆んどがジュート、綿花等農産物であるという点ばかりでなく、総人口八六百万人の中六〇百万人が農家であり、また農業所得(一九五二〜五三年度一〇、八四六百万ルピー)が国民所得の約六〇%を占めていることから明かな如く、極めて重要な地位にあると言いうる。

同国における農業金融は、斯かる農業の重要性にも拘らず、農村地帯における金融機関の寡少のため極めて低調であることはその他のアジア低開発国とはほぼ同様である。即ち昨年三月末における指定銀行(Scheduled Banks)の貸付残高七七三・七百万ルピー中農業貸付は三六・九百万ルピー(貸付残高の五・〇九%)にすぎず、しかもその八〇%は各州政府の農業生産の特定計画に対して貸付けられたものである。また一九五二年七月政府が農業設備資金の供与を目的として設立した農業開発金融公庫(Agricultural Development Finance Corporation)

授権資本三〇百万ルピー)の昨年末までにおける貸付承認額は約四百万ルピーと伝えられている。この外同国において可なり発達していると伝えられる協同組合金融もその計数は不明であるが、農業に対してよりも商工業部門への融資が主体をなしていると言われている。即ちパキスタンの主要農業地帯であるパンジャブ州(西パキスタン東北部)において行われた調査によれば、同地方農家の三四%が総額二八〇百万ルピー(一戸当り四一四万ルピー)の負債を有しているが、そのうち農業信用協同組合からの借入は約一三・二%にすぎないとのことである。従つて農民の負債は、大半が縁故者(六三・二%)ザミンダール(一六・九%)等の資金によるものである。

パキスタン政府はかかる状況に対処するため、予てから工業開発とともに農業生産の増大、特に小麦、米等、食糧農産物及び綿花等輸出農産物の増産に努め、必要な措置をとりつつあり、また新聞等においても農業生産の増強及び農業金融の重要性を度々強調していたが、この程次の如き農業金融拡充措置を実施した。

即ちまず、政府は前記農業開発金融公庫の授権資本を、二〇百万ルピー増額して五〇百万ルピーとし、且つその貸付利率を六%より個人に対しては五%、協同組合に対しては四%に引下げて、その融資財源の確保と融資条件の緩和を図つた。また七月七日新たに中央銀行条令(The State Bank of Pakistan Ordinance)を公布、従来の中央銀行条令(The State Bank of Pakistan Order)を廃止したが、中央銀行条令改廃の主要点は農業金融の円滑化を図るにあると認められる。即ち新条令によつて新たに中央銀行に農業信用局(Agricultural Credit Department)を設置し、また中央銀行は農業および工業開発のために特に設立された金融機関に対して、中央理事会(Central Board)中央銀行の政策決定機関)が貸付限度貸付条件を定めて貸付を行うこととなつた。農業信用局の業務は、(イ)農業信用問題を検討して中央地方政府、協同組合銀行、その他の金融機関に勧告を行うこと、(ロ)農業信用全般及び農業金融機関との関連において、中央銀行の業務執行を調整することにある。

中央銀行が農業金融機関に貸付を行うことになつたことにより、早くも新たに農業金融を主とする銀行設立の気運が生じていると伝えられる。しかし前記

パンジャブ州における調査は農家負債の七〇%は家計維持のため生じていると報告しており、また中央銀行月報は指定銀行の農業貸付が低調である理由として、農民は元来妥当な担保を提供しえないこと、その生産性の低さから債務を返済する能力に欠けていることを指摘しているところから窺えることは、パキスタンの農業はその低生産性と収穫の甚しい豊凶等から通常の金融対象となり難いものが多く、且つ農民は生産向上に資する金融の便益を殆んどうけていないということである。

パキスタン政府が中央銀行法を改めてまで農業金融の強化を企図したことは、この問題に対する関心の程を示すものであるが、同国の農業金融の現状と農業に内在する障害とから、前記の措置が所期の成果を修めうるかは疑問とせざるを得ない。また斯かる措置を実施するに当つては、まずその前提として、総合的な農業調査によつて各地方毎に事情の異なる農業の実体を把握することが必要とされている。

#### (委託輸入制度の新設)

去る五月二十七日パキスタン政府は委託輸入制度を設けることを発表した。右の制度は重要工業資材の供給を容易ならしめるため、無為替で輸入し、これを備蓄しておくものである。その内容は政府の指定した鉄鋼製品、非鉄金属、機械等主として生産材を申請により政府が認可した取扱業者 (Stockist) が輸出入管理長官 (Chief Controller of Import and Export) の許可に基づき、無為替で輸入し、カラチ及びチッタゴンの保税倉庫に保管の上、右保管商品については、通常の輸入手続に基いて国内の使用に供されるものである。

その間において、右取扱業者は自己の責任において、指定商品の輸入、保管及び国内業者等への売却を行い、右代金を政府の許可を受けて、海外輸出業者に外貨送金することとなっている。

パキスタンにおいて斯かる措置を実施するに至つた理由としては、通常の輸入が輸入許可事務の不円滑によつて渋滞しがちである上、ライセンスが細分されて取扱が煩瑣となつている点を是正しうることを挙げてゐる。しかしパキスタン商業会議所が批判している如く、右の制度によつても輸入許可手続は従来通り行わ

れるので、その事務の不円滑が改善されるとは認め難く、結局従来利益の多い輸入業務に蝟集していた群小業者を淘汰して、信用力のある大業者の優位を確立せしめるための措置であり、且つ外貨不足により極度に輸入を抑制し乍らも、国内の経済開発のための資材入手を急いでいる同国として、輸入許可と輸入品のデリバリーの間の時間的ずれが殆んどなくなることが右措置の最大の利点と認められる。

#### 六、濠州及びニュージーランド

##### (一) 濠州——羊毛市場の閉幕と財政事情

##### (羊毛市場の閉幕)

一九五四/五五年度濠州羊毛競売市場は六月三〇日のブリスベン市場の納会をもつて終了した。今季相場についての閉幕前の予想によると、世界羊毛生産量はかなり前年度を上廻るが、他面主要羊毛消費国における在庫減少と米国の買付増加が見込まれるから、前季程の好況は望めない迄も相場は稍低水準で安定するものと見られていた。然るに昨年八月三〇日のシドニー市場初立合の寄付相場は前季末引値の七・五%乃至一〇%安値を示し、その後全期間を通じてデリア安を続け本年二月に一旦稍値直したもののその後再び続落し、季末に近ずき漸く安値であるが安定した相場を維持した。結局納会相場は発会相場の更に一〇%乃至一五%安値に終るといふ不況であり、一昨年度、昨年度と引続き好調を示した羊毛相場も漸く下り坂に入つたものと見られている。

今季の特色としては先ず羊毛生産の増加を挙げることが出来る。即ち今季中における羊毛出荷量は三、九八八千俵(前年度三、八〇四千俵)と従来最高である一九五二/五三年度の三、八五一千俵を上廻る記録的なものであった。これは好条件な季節に恵まれた上、野兎の撲滅、牧野の改良等による羊頭数の増加(昨年三月現在一二六・九百万頭、従来最高は一九四二年の一二五百万頭)と一頭当り収毛量の増大に基くものと見られている。

一方需要面を見ると、当初米国および西欧諸国の羊毛工業不振にもとづく買付減退、前年度市況安定要因として大きな役割を果したソ連買付の停止、外貨事情悪化による日本の買付抑制等全般的な需要減少に加えて、英本國および濠州の港灣関係罷業、三月初旬の羊毛倉庫労働者罷業によるシドニー市場の一時中止等の

悪材料が重なり、仲買人手持量を漸増し、市況は長期にわたつて低調裡に推移した。しかし本年春に入つてから、米国始め西欧諸国の羊毛工業も立直りを見せ、これを映じて西欧諸国特に米国の買付が増加し(米国の脂付買付量は本年一月迄の七カ月間においては二五・七百万封度、総輸出量に占める比率五・七%であつたが、本年五月迄の十一カ月間においては七二・二百万封度、比率七・三%へと増加した)外貨事情好転とともに増大した日本の買付と相俟つて、売上量は季末前はかなり伸長し安値乍ら相場を安定せしめたものと見られる。

濠州羊毛仲買人評議会の発表によれば、一九五四/五五羊毛年度における仲買人売上量は三、九五五千俵(前年度三、八四六千俵)仲買人手持量五七千俵(前年度四五千俵)年度間を通じての平均価格脂付一封度当り七〇・八八濠州ペンス(前年度八一・五〇濠州ペンス)総販売額三五二・六百万濠州ポンド(前年度三九〇・七百万濠州ポンド)であつた。

尚一九五五/五六年度競売市場は、八月二十九日シドニー、八月三十日アデレード両市場をもつて開始せられる予定である。

(財政事情)

フアッデン濠州蔵相は七月七日、一九五四/五五會計年度(七、六月)が七〇・二百万濠州ポンドの黒字で終了したことを発表した。一九五四/五五年度の当初予算は歳入一、〇一五・一百万濠州ポンド歳出一、〇一四・八百万濠州ポンド差引〇・三百万濠州ポンドの均衡予算であつたが、それには個人所得税率の引下を中心にして四六百万濠州ポンドの大幅減税を実施することになつていただけに、その結果が注目せられていたが昨年の歳入超過五六・三百万濠州ポンドを更に上廻る剰余を見たわけである。

同蔵相は右の発表に続いて、今年度財政収支がある程度、濠州經濟のインフレ的傾向を反映したものであることを述べ、更に「國民經濟が高い活動水準を維持しているのは確かに望ましいに違いないが、濠州の外貨収入と限られた資源の制限を越えて消費しようとする傾向」に対して警告を發している。即ちかかる大幅の収入超過の主因は租税の自然増収と防衛支出の遅延であり、所得税、販売税、関税の増収増加は超完全雇傭、高消費水準、輸入の激増がもたらしたものと見え、

また防衛支出の遅延(予算額二〇〇百万濠州ポンドに対し五月迄の支出済額一四一百万濠州ポンド)は、限定された労働力および物資に対する民間需要が極めて旺盛なために、防衛施設の建設と物資購入が予定通り進まなかつたためと見られるからである。

一九五四/五五會計年度が以上の如く歳入超過に終つたことは、新年度予算編成を目前にしている政府の立場にとつて好ましいものであつたことは同蔵相も指摘している通りである。しかし一九五四/五五年度予算が個人所得税率引下等消費の増加に重点をおき、工業生産能力の増大を刺戟する如き政策を含まなかつた点に当初より不満を示していた実業界においては、前述の如き剰余に鑑み新年度予算において懸案の固定資産減価償却率の引上を中心とする法人税軽減を実施すべきであるとの要望が強い模様である。

即ち昨年連邦政府は予算提出とともに、法人税法が規定する固定資産減価償却率の合理化を図るために、国会議員、実業界代表、学識経験者からなる減価償却率に関する特別委員会を任命して該問題を検討せしめていたが同委員会は六月始め報告書を議院に提出した。

同報告書は先ず濠州の第二次産業が戦後著しい発展を遂げ國民經濟に占めるその重要性が高まつたが、高賃銀に悩む同國工業としては海外諸國との競争に打ち克つためには絶えず設備を更新することが必要であり、従つて工場設備の減価償却に關しては税法上特に考慮を払うべきであることを強調した後、工場施設に對する現行減価償却率を五〇%引上げるとともに、新たに工場施設以外の建築物に對し減価償却を認め、償却率は煉瓦、石、コンクリート建築物は年間一・五%、木造建築物は二・五%とし、その他特許権等の無形資産の償却を認めるべきであるとの勧告を行つた。

実業界の一部には、本報告が従来問題となつていた初期特別償却許容制度の復活に言及しなかつた点に失望する向もあるが、一般に連邦政府が新年度予算において本報告を全面的に採用することを望んでいる模様である。

これに對し連邦政府は同委員会勧告を慎重検討するむね約するとともに、本年六月三十日をもつて終了する予定であつた農業の機械、設備に對する特別償却制



度(法定期間内に取得した場合特に年間二〇%の償却を認める)を一九五六年六月三十日迄一カ年間延長することを発表し、フアッデン蔵相はこれが特別委員会報告を考慮した暫定的措置であることを明かにした。

しかし特別委員会の勧告を全面的に採用した際の税収減少は約三五百万ポンドに上るものと見られ、オーストラリア・ファイナンシャル・レビュー紙は連邦政府としては新年度予算編成に際し、各州に対する交付金の増額、道路改良費の計上、移民費の増額等の公約を考慮せねばならないから、少くとも新年度予算案においては特別委員会の勧告を全面的に受け入れることはないであろうと推測している。

## (二) ニュージーランド——公定歩合の改訂

ニュージーランド準備銀行は六月二日商業銀行の預金支払準備率を、要求払預金の一六・五%定期預金の七・五%に引上げたが、これに引続き七月一日より更に預金支払準備率を要求払預金の二〇%(定期預金は据置き)に引上げるとともに、公定割引歩合を四%から五%に引上げ、金融引締政策を強化した。

昨年末以来の同行金融政策の推移を見るに、昨年十一月二十六日に従来三・五%であつた公定割引歩合を四%に引上げ、続いて十二月一日より預金支払準備率を要求払預金の二五%定期預金の二・五%に引上げた。その後本年二月二十八日に一旦預金支払準備率を夫々一五%および七・五%に引下げ爾後六月二日の再引上げに至つた。二月二十八日の預金支払準備率引下げは、三月より五月迄の三カ月間が所得税納入期に当り、例年多額の預金引出によつて商業銀行の資金繰りが窮屈化するのに対する技術的調整と見られ、準備銀行当局もこの引下げは一時的なものであつて、従来よりの金融引締政策の基調の変更を意味するものではないことを強調していたが、果して所得税納入期が経過するとともに、今回の二度にわたる措置を発表した。

以上の如く同準備銀行が金融引締政策を強化したのは、同国国際収支の逆調に対応したものと見られている。即ち昨年六月より本年五月迄の一カ年間の外国為替収支は、受取二八一万ポンド支払三三〇百万ポンド差引三九百万ポンドの支出超過を示し、前年同期の二二百万ポンドの受取超過に比し著るしく悪化してい

る。これは英国との酪農製品および肉類輸出に関する長期一括契約が昨年末廃止せられたことに伴う外貨受取の遅延(調査月報六月号【三十年五月海外経済事情】参照)と、本年一月一日以降の為替割当制度廃止に伴う民間輸入の激増にもとづくものであるが、輸入品に対する旺盛な需要は国内経済活動および国内消費の高水準によつて支えられていると思われる。ニュージーランド準備銀行としては、為替割当制度の撤廃に先立つて前記の如く公定割引歩合および預金支払準備率を引上げ、商業銀行貸出の増加を抑制する意向を示したが、前述の如き国際収支の悪化に鑑み、再度これを強化するに至つたものと見られている。

翻つて同国の金融情勢を見るに、商業銀行貸出は農業、第二次産業、個人貸出の増加を主因として、六月十五日現在一九〇百万ポンドと前年同日比三九百万ポンドの大幅増加を見せているが、これに比し預金増加は約一〇百万ポンドに止まり、主として準備銀行における商業銀行勘定残高の減少分が、貸出増加に振替つている。七月一日の支払準備率引上によつて商業銀行の法定準備額は四四・二百万ポンドから五二・七百万ポンドへ増加することとなつた。六月末の準備銀行における商業銀行勘定残高は、四五・五百万ポンドであるので、今回の措置により商業銀行が準備銀行よりの借入或いは国庫金の預託等に依存する必要があるかも知れないと準備銀行当局は観測している。

従来同国商業銀行の資金繰りは常時かなりの余裕を持つており、例えば昨年六月末においては法定準備額六六・六百万ポンドに対し、八六・五百万ポンドの残高を準備銀行に有していた。従つて商業銀行が準備銀行より借入を行うのは極めて例外的な場合に限られ、準備銀行としても量的金融統制の手段としては専ら預金支払準備制度の運用に依存しているわけである。しかし本年初頭以来準備銀行における商業銀行残高は辛うじて法定準備額に達する程度に減少しており、今後準備銀行よりの借入に依存する事態が生ずる可能性もあるものと見られている。

従つて今回の公定割引歩合引上げによつて、公定割引歩合(五%)が商業銀行当座貸越利率(最低四%最高五%)と同率乃至それ以上となつたことは、前述の如き金融情勢に対して、今後商業銀行貸出を一層抑制しようとする準備銀行当局の意向を示すものと言えよう。